

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月23日

【事業年度】 第43期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高田 邦洋

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目3番1号

【電話番号】 (017)774局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 須藤 慎治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号
株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3661局8011番

【事務連絡者氏名】 執行役員東京事務所長 古川 博章

【縦覧に供する場所】 株式会社 みちのく銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目28番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
		(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	45,266	42,838	43,533	41,676	40,103
連結経常利益	百万円	1,759	2,032	3,890	5,967	6,896
連結当期純利益	百万円	3,313	1,776	3,579	3,725	3,455
連結包括利益	百万円	1,124	1,680	8,196	4,317	6,099
連結純資産額	百万円	66,547	67,552	74,951	78,680	84,027
連結総資産額	百万円	1,935,992	2,027,954	1,979,405	2,042,583	2,124,393
1株当たり純資産額	円	323.83	330.65	381.98	407.71	444.57
1株当たり当期純利益金額	円	21.08	10.47	23.11	24.27	22.43
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	13.41	6.63	15.72	14.99	12.69
自己資本比率	%	3.4	3.3	3.8	3.8	3.9
連結自己資本利益率	%	5.0	2.7	5.0	4.9	4.3
連結株価収益率	倍	7	16	9	8	9
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	38,747	53,903	4,837	147,803	904
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	54,473	37,413	51,613	48,437	270,759
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,435	775	887	6,049	2,900
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	121,495	212,040	154,731	357,046	84,331
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,493 [913]	1,482 [880]	1,289 [955]	1,303 [990]	1,281 [976]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月		平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月
経常収益	百万円	44,313	41,957	42,529	40,468	39,614
経常利益	百万円	1,235	1,072	3,052	5,051	6,894
当期純利益	百万円	1,867	1,478	3,161	3,291	3,706
資本金	百万円	34,167	34,167	34,167	34,167	34,168
発行済株式総数	千株	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,899 A種優先株式 40,000
純資産額	百万円	65,545	66,250	73,230	73,590	79,265
総資産額	百万円	1,937,796	2,027,393	1,976,421	2,035,919	2,118,766
預金残高	百万円	1,780,271	1,855,444	1,831,747	1,861,551	1,894,271
貸出金残高	百万円	1,230,817	1,236,967	1,281,237	1,296,319	1,329,622
有価証券残高	百万円	390,553	372,182	370,056	318,929	593,942
1株当たり純資産額	円	316.85	321.57	369.98	372.09	411.26
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 3.00 (0.00) A種優先株式 7.66 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 7.10 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 7.05 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 6.55 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 6.35 (0.00)
1株当たり当期純利益金額	円	10.95	8.37	20.18	21.23	24.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	7.56	5.52	13.88	13.25	13.60
自己資本比率	%	3.4	3.3	3.7	3.6	3.7
自己資本利益率	%	2.8	2.2	4.5	4.5	4.9
株価収益率	倍	14	20	11	10	8
配当性向	%	27.4	47.8	19.8	18.8	16.5
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,312 [832]	1,302 [825]	1,269 [943]	1,286 [978]	1,268 [965]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【沿革】

昭和51年10月1日	株式会社青和銀行(資本金8億円)と株式会社弘前相互銀行(資本金20億円)が合併(合併比率1:1)し、株式会社みちのく銀行と商号変更
昭和53年9月18日	青森市に新本店落成
昭和61年4月1日	みちのく信用保証株式会社設立
昭和62年12月1日	東京証券取引所市場第二部に株式上場
平成元年6月15日	担保附社債信託業務認可
平成元年8月29日	第1回無担保転換社債100億円及びスイス・フラン建転換社債6千万スイス・フラン発行
平成元年9月1日	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成2年8月1日	みちのくエムシーカード株式会社設立
平成2年8月1日	みちのくユーシーカード株式会社設立
平成3年2月5日	株式会社みちのくオフィスサービス設立
平成5年9月14日	海外現地法人「北日本財務(香港)有限公司」を設立
平成8年4月26日	みちのくキャピタル株式会社設立
平成8年6月18日	みち銀総合管理株式会社設立
平成10年12月1日	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年2月15日	海外現地法人「株式会社みちのく銀行(モスクワ)」を設立
平成13年4月2日	損害保険商品窓口販売の取扱開始
平成14年10月1日	生命保険商品窓口販売の取扱開始
平成15年7月21日	当行、肥後銀行(本店/熊本県)、山陰合同銀行(本店/島根県)の3行によるシステム共同化開始
平成16年10月13日	上海駐在員事務所開設
平成17年4月1日	みちのくユーシーカード株式会社がみちのくカード株式会社を吸収合併(新商号 みちのくカード株式会社)
平成19年7月2日	証券仲介業務の取扱開始
平成19年8月10日	優先出資証券発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立
平成20年1月21日	株式会社みちのく銀行(モスクワ)を株式会社みずほコーポレート銀行へ譲渡
平成20年4月1日	がん保険・医療保険の取扱開始
平成21年3月23日	北日本財務(香港)有限公司解散
平成21年9月30日	金融機能強化法に基づく優先株200億円発行
平成22年3月12日	みちのくキャピタル株式会社清算
平成22年7月1日	株式会社みちのくサービスセンターを吸収合併
平成22年12月2日	みち銀総合管理株式会社清算終了
平成24年9月14日	株式会社みちのくオフィスサービス清算終了
平成25年11月18日	共同利用型KeyMan稼働
平成25年12月19日	新株予約権付社債(劣後特約付)70億円発行
平成26年2月17日	Michinoku Preferred Capital Cayman Limited清算終了

(平成27年3月末現在、本支店96、出張所2、海外駐在員事務所1)

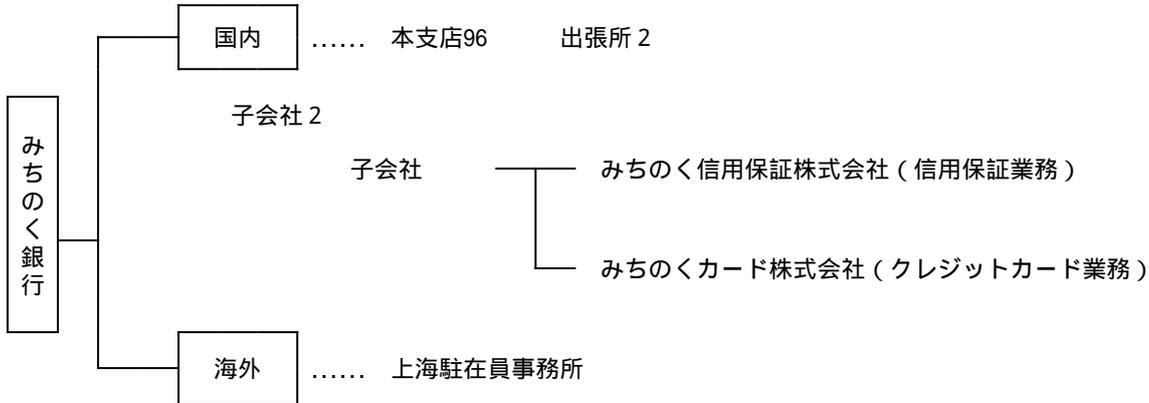
平成27年4月1日にみちのくりース株式会社の株式を追加取得し、当行の連結子会社としております。

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び子会社2社で構成され、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、当行及び当行の関係会社は、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであります。

企業集団の事業系統図



(注) 平成27年4月1日にみちのくりース株式会社の株式を追加取得し、当行の連結子会社としております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) みちのく信用保証 株式会社	青森県 青森市	100	信用保証業	100	4 (1)		預金取引関係		
みちのくカード 株式会社	青森県 青森市	30	クレジット カード業	99.48	4 (1)		金銭貸借関係 預金取引関係		

(注) 1 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成27年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,273 〔965〕	8 〔11〕	1,281 〔976〕

- (注) 1 従業員数は、執行役員10人を含み、嘱託815人及び臨時従業員175人を含んでおりません。
 2 当行グループは、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであります。「その他」にはクレジットカード事業セグメントの従業員数を記載しております。
 3 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成27年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,268 〔965〕	40.10	17.1	5,773

- (注) 1 従業員数は、執行役員10人を含み、嘱託808人及び臨時従業員171人を含んでおりません。
 2 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 3 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5 当行の従業員組合は、みちのく銀行労働組合と称し、組合員数は949人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

世界の金融・経済は、米国では雇用・所得環境の改善により緩やかな回復が続き、ユーロ圏ではロシア・ウクライナ問題やギリシャ債務問題等の先行き不透明感を抱えながら、期末にかけてドイツの内需が牽引役となり、全体として持ち直しの動きが続きました。

わが国の経済は、消費税率引き上げの影響により個人消費に弱さがみられたものの、日銀による金融緩和政策を背景とした円安・株高が続き、企業収益や設備投資の持ち直しがみられ、緩やかな回復基調が続きました。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済においても消費税率引き上げの影響を受け、個人消費は一部に弱めの動きがみられたものの、基調としては緩やかに持ち直しております。

このような環境のもと、当連結会計年度の経常収益は、有価証券利息配当金や役務取引等収益の増加の一方、前年度に計上した貸倒引当金戻入益の反動減等により、前連結会計年度比15億73百万円減少して401億3百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少や有価証券関係損益の改善等により、前連結会計年度比25億2百万円減少して332億7百万円となりました。この結果、経常利益は前連結会計年度比9億29百万円増加して68億96百万円、当期純利益は前連結会計年度比2億70百万円減少して34億55百万円となりました。

なお、当行グループは、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであり、上記記載は区分を行わず記載しております。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況は、預貸金を中心とする営業活動において前連結会計年度比1,469億円収入減少の9億円の収入、有価証券の取引を中心とする投資活動において前連結会計年度比3,191億円支出増加の2,707億円の支出となりました。また財務活動において劣後特約付借入金の返済等により前連結会計年度比89億円支出増加の29億円の支出となりました。この結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比2,727億円減少して843億円となりました。

(1) 国内・国際別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、26,810百万円、役務取引等収支は4,066百万円、その他業務収支は 1,786百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は24,485百万円、役務取引等収支は4,067百万円、その他業務収支は 1,877百万円となりました。

また、「国際業務部門」の資金運用収支は2,954百万円、役務取引等収支は5百万円、その他業務収支は90百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	26,863	281	330	26,814
	当連結会計年度	24,485	2,954	630	26,810
うち資金運用収益	前連結会計年度	29,098	282	334	29,046
	当連結会計年度	26,339	2,955	634	28,661
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,234	1	4	2,232
	当連結会計年度	1,854	1	4	1,851
役務取引等収支	前連結会計年度	3,680	5	5	3,680
	当連結会計年度	4,067	5	5	4,066
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,750	14	316	6,447
	当連結会計年度	6,978	14	113	6,879
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,069	9	310	2,767
	当連結会計年度	2,911	8	107	2,812
その他業務収支	前連結会計年度	2,839	56		2,782
	当連結会計年度	1,877	90		1,786
うちその他業務収益	前連結会計年度	2,895	56		2,951
	当連結会計年度	3,259	92		3,351
うちその他業務費用	前連結会計年度	5,734			5,734
	当連結会計年度	5,136	1		5,137

- (注) 1 国内業務部門とは当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）の円建取引であります。
- 2 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
- 3 資金調達費用は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度23百万円、当連結会計年度17百万円）を控除して表示しております。
- 4 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・国際別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は1,986,864百万円、資金運用利息は28,661百万円、資金運用利回りは1.44%となりました。うち、「国内業務部門」の平均残高1,993,649百万円、資金運用利息は26,339百万円、資金運用利回りは1.32%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は111,120百万円、資金運用利息は2,955百万円、資金運用利回りは2.65%となりました。

当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は1,945,854百万円、資金調達利息は1,851百万円、資金調達利回りは0.09%となりました。このうち、「国内業務部門」の平均残高は1,948,591百万円、資金調達利息は1,854百万円、資金調達利回りは0.09%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は111,159百万円、資金調達利息は1百万円、資金調達利回りは0.00%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,945,182	29,098	1.49
	当連結会計年度	1,993,649	26,339	1.32
うち貸出金	前連結会計年度	1,246,425	22,286	1.78
	当連結会計年度	1,285,860	21,708	1.68
うち商品有価証券	前連結会計年度	34	0	0.48
	当連結会計年度	28	0	0.49
うち有価証券	前連結会計年度	419,664	6,544	1.55
	当連結会計年度	419,967	4,435	1.05
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	30,808	32	0.10
	当連結会計年度	18,712	21	0.11
うち預け金	前連結会計年度	230,718	220	0.09
	当連結会計年度	157,496	169	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	1,900,690	2,234	0.11
	当連結会計年度	1,948,591	1,854	0.09
うち預金	前連結会計年度	1,853,163	1,812	0.09
	当連結会計年度	1,878,459	1,438	0.07
うち譲渡性預金	前連結会計年度	47,325	40	0.08
	当連結会計年度	56,018	45	0.08
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	246	0	0.12
	当連結会計年度	246	0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	2,960	34	1.15
	当連結会計年度	10,738	15	0.14

- (注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
- 2 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度23百万円、当連結会計年度17百万円）を控除して表示しております。
- 3 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	17,042	282	1.65
	当連結会計年度	111,120	2,955	2.65
うち貸出金	前連結会計年度	585	6	1.11
	当連結会計年度	773	7	0.95
うち商品有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち有価証券	前連結会計年度	13,557	271	2.00
	当連結会計年度	107,901	2,945	2.72
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	1,729	4	0.23
	当連結会計年度	1,026	2	0.27
うち預け金	前連結会計年度	21	0	0.01
	当連結会計年度	6		0.00
資金調達勘定	前連結会計年度	17,098	1	0.00
	当連結会計年度	111,159	1	0.00
うち預金	前連結会計年度	2,564	1	0.05
	当連結会計年度	2,239	1	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			

(注) 1 海外子会社の平均残高は、月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めてあります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,962,224	8,378	1,953,846	29,380	334	29,046	1.48
	当連結会計年度	2,104,770	117,906	1,986,864	29,295	634	28,661	1.44
うち貸出金	前連結会計年度	1,247,010	576	1,246,434	22,292	3	22,289	1.78
	当連結会計年度	1,286,633	579	1,286,054	21,715	3	21,712	1.68
うち商品 有価証券	前連結会計年度	34		34	0		0	0.48
	当連結会計年度	28		28	0		0	0.49
うち有価証券	前連結会計年度	433,221	4,014	429,207	6,816	330	6,485	1.51
	当連結会計年度	527,869	4,007	523,861	7,380	630	6,750	1.28
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	32,537		32,537	36		36	0.11
	当連結会計年度	19,738		19,738	24		24	0.12
うち預け金	前連結会計年度	230,739	3,787	226,951	220	0	219	0.09
	当連結会計年度	157,503	4,407	153,095	169	1	168	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	1,917,788	4,363	1,913,425	2,236	4	2,232	0.11
	当連結会計年度	2,059,750	113,896	1,945,854	1,855	4	1,851	0.09
うち預金	前連結会計年度	1,855,727	1,320	1,854,407	1,813	0	1,812	0.09
	当連結会計年度	1,880,699	1,405	1,879,294	1,439	0	1,439	0.07
うち譲渡性預金	前連結会計年度	47,325	2,466	44,858	40	0	40	0.09
	当連結会計年度	56,018	3,000	53,018	45	0	44	0.08
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	246		246	0		0	0.12
	当連結会計年度	246		246	0		0	0.12
うち借入金	前連結会計年度	2,960	576	2,383	34	3	30	1.29
	当連結会計年度	10,738	579	10,159	15	3	12	0.12

- (注) 1 平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。
- 2 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度23百万円、当連結会計年度17百万円）を控除して表示しております。
- 3 利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・国際別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は6,879百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は6,978百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は14百万円となりました。

当連結会計年度の役務取引等費用は2,812百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は2,911百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は8百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,750	14	316	6,447
	当連結会計年度	6,978	14	113	6,879
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,247			1,247
	当連結会計年度	1,393			1,393
うち為替業務	前連結会計年度	1,661	13	0	1,674
	当連結会計年度	1,610	13	0	1,622
うち証券関連業務	前連結会計年度	33			33
	当連結会計年度	32			32
うち代理業務	前連結会計年度	872			872
	当連結会計年度	839			839
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	61			61
	当連結会計年度	58			58
うち保証業務	前連結会計年度	867		310	556
	当連結会計年度	680		107	573
役務取引等費用	前連結会計年度	3,069	9	310	2,767
	当連結会計年度	2,911	8	107	2,812
うち為替業務	前連結会計年度	338	8		346
	当連結会計年度	329	8		338

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(4) 国内・国際別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,859,222	2,329	950	1,860,600
	当連結会計年度	1,892,505	1,765	1,753	1,892,518
うち流動性預金	前連結会計年度	896,510		450	896,059
	当連結会計年度	936,085		453	935,632
うち定期性預金	前連結会計年度	942,562		500	942,062
	当連結会計年度	935,941		1,300	934,641
うちその他	前連結会計年度	20,148	2,329		22,478
	当連結会計年度	20,479	1,765		22,244
譲渡性預金	前連結会計年度	40,303		3,100	37,203
	当連結会計年度	37,867		2,800	35,067
総合計	前連結会計年度	1,899,525	2,329	4,050	1,897,803
	当連結会計年度	1,930,373	1,765	4,553	1,927,585

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 相殺消去額は、親子会社間の預金取引の相殺消去額を記載しております。

(5) 国内・国際別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,296,503	100.00	1,328,970	100.00
製造業	84,716	6.53	83,727	6.30
農業、林業	12,229	0.94	10,972	0.82
漁業	970	0.07	1,047	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	1,387	0.10	2,056	0.15
建設業	52,040	4.01	52,404	3.94
電気・ガス・熱供給・水道業	23,167	1.78	28,096	2.11
情報通信業	8,415	0.64	8,569	0.64
運輸業、郵便業	36,008	2.77	34,265	2.57
卸売業、小売業	117,333	9.04	110,945	8.34
金融業、保険業	58,269	4.49	57,094	4.29
不動産業、物品賃貸業	166,229	12.82	173,353	13.04
学術研究・専門・技術サービス業	3,186	0.24	5,399	0.40
宿泊業	8,311	0.64	8,701	0.65
飲食業	7,639	0.58	7,982	0.60
生活関連サービス業・娯楽業	6,875	0.53	10,106	0.76
教育・学習支援業	2,882	0.22	2,843	0.21
医療・福祉	68,730	5.30	78,310	5.89
その他のサービス	38,446	2.96	27,006	2.03
国・地方公共団体	209,218	16.13	223,391	16.80
その他	390,444	30.11	402,694	30.30
国際業務部門	590	100.00	1,406	100.00
政府等				
金融機関				
その他	590	100.00	1,406	100.00
合計	1,297,094		1,330,376	

(注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

外国政府等向け債権残高(国別)
該当ありません。

(6) 国内・国際別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	198,777			198,777
	当連結会計年度	336,205			336,205
地方債	前連結会計年度	843			843
	当連結会計年度	421			421
社債	前連結会計年度	49,031			49,031
	当連結会計年度	44,755			44,755
株式	前連結会計年度	14,255		4,007	10,247
	当連結会計年度	15,834		4,007	11,827
その他の証券	前連結会計年度	42,361	19,661		62,023
	当連結会計年度	25,412	176,315		201,727
合計	前連結会計年度	305,269	19,661	4,007	320,923
	当連結会計年度	422,630	176,315	4,007	594,937

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
4 親子会社間の資本取引については、全て相殺消去しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

平成27年3月31日	
1. 連結自己資本比率(2/3)	10.17
2. 連結における自己資本の額	97,744
3. リスク・アセットの額	960,481
4. 連結総所要自己資本額	38,419

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

平成27年3月31日	
1. 自己資本比率(2/3)	9.93
2. 単体における自己資本の額	95,206
3. リスク・アセットの額	957,820
4. 単体総所要自己資本額	38,312

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	90	57
危険債権	176	172
要管理債権	49	11
正常債権	12,825	13,235

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

第四次中期経営計画(平成27年4月～平成30年3月)『お客さまと地域社会から最も信頼される銀行へ～全員営業実践による「総仕上げ」～』においては、「地方創生」「お客さまの満足度向上」を目指し、地域活性化に資する積極的な支援活動による「地域との協調・リレーション強化」、並びに第三次中期経営計画で作り上げた「仕組み」の徹底的な活用(=全員営業の実践)による「お客さまとのパートナーシップ強化」を主要戦略に掲げ、実効性のある施策を創造し、展開してまいります。

一方で、これらを展開していくために、職員がいきいきと働く環境づくりによる「人財力の向上」及び「持続的な経営基盤の確立」を主要戦略に掲げ、各種施策に取り組んでまいります。

これらの戦略を展開していくことで、「当行のブランド力アップ」、「財務基盤強化」の実現に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

当行の主要業務である貸出業務をはじめとする資金運用業務については、相手先の業況悪化等により元利金の回収が出来なくなる信用リスクが存在いたします。国内外の景気動向、融資先の経営状況、不動産価格の変動等その他予期せざる要因が発生した場合には、当行の不良債権及び与信費用が想定以上に増加し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 市場リスク

当行では、貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っておりますが、これらについては、金利、価格、為替の変動にともなって損失が発生する市場リスクが存在いたします。今後、市場金利が大幅に変動した場合や株式市況全般が大幅に下落した場合には、保有している有価証券に減損及び評価損等が発生し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 流動性リスク

市場環境の変化や当行の信用状況が悪化した場合等には、必要な資金が確保できなくなったり、資金の確保にあたって通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされた場合、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、市場の混乱等により、市場において取引ができないことや通常より不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

(4) 事務リスク

当行は、事務リスクの回避に向けて事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(5) システムリスク

当行は、コンピュータシステムの安定稼働に最善を尽くし、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害等によるものも含め、コンピュータシステムの停止または誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

当行は、各種法令や行内規程等の絶対的遵守に関する適切な管理を基本方針と定め、健全な経営及び業務運営に努めておりますが、銀行経営及び業務運営全般における法令遵守が軽視された場合、各種法令・規則等に基づく処分等を受けることになるほか、当行に対する訴訟等が提起された場合、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(7) 情報漏洩リスク

当行は、顧客情報の管理について、万全を期しておりますが、これらの情報が漏洩、紛失等した場合、当行の信用失墜等から当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 風評リスク

当行は、風評が流布された場合、当行の信頼度が損なわれ、評判が悪化することにより、経済的損失や信用失墜等から当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 防災・防犯リスク

地震などの災害、犯罪といった非常事態の発生により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人的リスク

当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自己資本比率が悪化するリスク

当行は、自己資本比率について「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）に定められる国内基準の4%以上を維持することが求められています。

当行の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁長官から早期是正措置の対象として業務の一部停止等の命令を受けるおそれがあります。なお、自己資本比率に悪影響を及ぼすものとして、以下の例が挙げられます。

(イ)貸倒引当金等の与信費用の増加

(ロ)金利や株式市況の変化による保有有価証券の価格下落、減損の発生

(12) 繰延税金資産に係るリスク

当行は、将来における課税所得の見積り等により繰延税金資産を計上しておりますが、見積りの前提となる将来課税所得等の変動により、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合には、当行の繰延税金資産が減額され、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しております。

当行では、同計画の達成に向けて高い収益力と安定した経営基盤の確立に全力で取り組んでおりますが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合には、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

(14) その他のリスク

外部格付機関により当行の格付けが引き下げられた場合のリスク、年金資産の運用利回り低下等による退職給付債務に係るリスク等により当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

主要勘定の状況

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、個人のお客さまの預金残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比297億円増加して1兆9,275億円となりました。貸出金残高は地公体等貸出や、住宅ローンを中心に個人ローンが増加したことにより前連結会計年度末比333億円増加して1兆3,303億円となりました。有価証券残高は、市場動向や投資環境を勘案し、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前連結会計年度末比2,740億円増加して5,949億円となりました。

〔連結ベースの主要勘定の状況〕

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
資産の部合計	20,425	21,243	818
うち 有価証券	3,209	5,949	2,740
うち 貸出金	12,970	13,303	333
負債の部合計	19,639	20,403	764
うち 総預金	18,978	19,275	297
純資産の部合計	786	840	54

〔連結ベースのリスク管理債権〕

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
破綻先債権額	34	15	19
延滞債権額	234	219	15
3ヶ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	67	16	51
合計	336	250	86

(参考) 貸倒引当金	170	138	32
------------	-----	-----	----

〔連結ベースのその他有価証券評価差額〕

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
その他有価証券	23	61	38
株式	18	36	18
債券	0	8	8
その他	5	33	28

(2) 経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

経営成績の状況

(イ) 連結粗利益

連結粗利益につきましては、役務取引等利益の増加及びその他業務利益の増加により前連結会計年度比13億84百万円増加して290億72百万円となりました。

(ロ) 営業経費

営業経費につきましては、退職給付費用の減少等により、前連結会計年度比12億1百万円減少して227億32百万円となりました。

(ハ) 貸倒償却引当額

貸倒償却引当額につきましては、前連結会計年度に計上した貸倒引当金戻入益の反動減により、前連結会計年度比23億1百万円増加して1億85百万円となりました。

(二) 経常利益及び当期純利益

これらにより、経常利益は前連結会計年度比9億29百万円増加して68億96百万円となりました。また、当期純利益は前連結会計年度比2億70百万円減少して34億55百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「1.業績等の概要」に記載のとおりであります。

連結損益状況(連結損益計算書ベース)

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)-(A) (百万円)
連結粗利益	27,688	29,072	1,384
資金利益	26,791	26,792	1
役務取引等利益	3,680	4,066	386
その他業務利益	2,782	1,786	996
営業経費	23,933	22,732	1,201
貸倒償却引当額	2,116	185	2,301
うち貸倒引当金戻入益	2,055	-	2,055
うち個別貸倒引当金繰入額	-	1,627	1,627
うち一般貸倒引当金繰入額	-	1,495	1,495
うち償却債権取立益	120	77	43
株式等関係損益	142	243	385
その他	238	498	260
経常利益	5,967	6,896	929
特別損益	718	97	815
税金等調整前当期純利益	6,685	6,799	114
法人税、住民税及び事業税	142	96	46
法人税等調整額	2,817	3,246	429
法人税等合計	2,959	3,343	384
少数株主損益調整前当期純利益	3,725	3,456	269
少数株主利益	0	0	-
当期純利益	3,725	3,455	270

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行グループでは、多様化する顧客ニーズに応えるべく、サービス機能の向上や事務の合理化・効率化を目的としたシステム投資、営業店の統廃合による店舗の建替等を行いました。

その結果、当連結会計年度の設備投資総額は、10億91百万円となりました。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

また、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、上記設備投資の概要は区分を行わず記載しております。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成27年3月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価格(百万円)					
当行		本店他 80か店	青森県	銀行業	店舗	92,224.50 (19,135.97)	5,082	3,037	2,944	834	11,899	1,014
		函館営業部 他 7か店	北海道	銀行業	店舗	13,547.62 (1,535.81)	1,015	181	256	7	1,460	101
		盛岡支店 他 3か店	岩手県	銀行業	店舗	2,350.92 (260.00)	88	33	91		213	31
		大館支店 他 2か店	秋田県	銀行業	店舗	2,363.57 ()	93	15	61		170	24
		仙台支店	宮城県	銀行業	店舗			6	22		29	12
		東京支店	東京都	銀行業	店舗			24	16		40	12
		上海事務所	海外	銀行業	事務所			1	6		7	1
		事務 センター	青森県	銀行業	事務 センター	5,018.22	575	231	403		1,209	73
		研修会館	青森県	銀行業	研修会館	4,953.56 (386.30)	164	417	63		645	
		社宅	青森県 他	銀行業	社宅・倉 庫他施設	112,547.50	486	96	3		586	
		計			233,005.89 (21,318.08)	7,505	4,044	3,869	841	16,261	1,268	

- (注) 1 土地の面積欄の()内は借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め371百万円でありま
す。
2 動産は、事務機械3,408百万円、その他461百万円であります。
3 当行の店舗外現金自動設備193か所、海外駐在員事務所1か所は上記に含めて記載しております。
4 上記の他、リース契約(賃貸借処理)による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料 (百万円)
当行		本店ほか	青森県ほか	銀行業	自動車等		165

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である、重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

なお、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、下記は区分を行わず記載しておりま
す。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	むつ支店	青森県	新築 移転	銀行業	店舗等	590	286	自己資金	平成26年9月	平成27年5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
A種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,899,935	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注)1
A種優先株式	40,000,000	同左	非上場	(注)2
計	190,899,935	同左		

(注)1．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式（単元株式数1,000株）であります。

2．無議決権株式（単元株式数1,000株）であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

(1) A種優先配当金

当銀行は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下、「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位

を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

$$A種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 0.95\%$$

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、

その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成29年4月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記 による調整を受ける。)

取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本 において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その

他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

() 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする

る事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記（8） に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記（6） に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成25年12月4日の取締役会において決議された新株予約権付社債

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,999	6,999
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,705,607(注)1	32,705,607(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	214	214
新株予約権の行使期間	平成26年2月3日から 平成31年1月29日まで	平成26年2月3日から 平成31年1月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 214円 資本組入額 107円	発行価格 214円 資本組入額 107円
新株予約権の行使の条件	(注)2	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより新株予約権又は社債の一方のみを譲渡することはできない。	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより新株予約権又は社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込に関する事項	(注)3	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4
新株予約権付社債の残高(百万円)	6,999	6,999

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
2. 当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。
3. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
4. 当行が組織再編成行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
当行は、当行が組織再編成行為を行う場合(ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。)は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、下記に定める内容の承継会社等の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとする。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され(承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。)、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。
- (1) 承継新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (2) 承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記「(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額」に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
- (5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
- (6) 承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日(当行が行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編成行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から、前記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) その他の承継新株予約権の行使の条件

当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(9) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

平成22年6月24日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	236(注)1	236(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	236,000(注)2	236,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月10日から 平成47年7月9日まで	平成22年7月10日から 平成47年7月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174円 資本組入額 87円	発行価格 174円 資本組入額 87円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

平成23年6月23日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	379(注)1	345(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	379,000(注)2	345,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月9日から 平成48年7月8日まで	平成23年7月9日から 平成48年7月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 143円 資本組入額 72円	発行価格 143円 資本組入額 72円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

平成24年6月26日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	403(注)1	382(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注)2	382,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年7月12日から 平成49年7月11日まで	平成24年7月12日から 平成49年7月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 142円 資本組入額 71円	発行価格 142円 資本組入額 71円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

平成25年6月25日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	509(注)1	460(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	509,000(注)2	460,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年7月11日から 平成50年7月10日まで	平成25年7月11日から 平成50年7月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 183円 資本組入額 92円	発行価格 183円 資本組入額 92円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

平成26年6月26日の取締役会において決議された株式報酬型ストック・オプション

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	405(注)1	371(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	405,000(注)2	371,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月12日から 平成51年7月11日まで	平成26年7月12日から 平成51年7月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 203円 資本組入額 102円	発行価格 203円 資本組入額 102円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 1,000株

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

(1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

(3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（1ヶ月未満は1ヶ月とする。）を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、1個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。
- (3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年11月30日	4	190,899	0	34,168	0	19,168

(注) 平成26年11月30日に、転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行済株式総数が4,672株、資本金が500千円、資本準備金が500千円それぞれ増加しております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		51	22	911	74	5	14,313	15,376	
所有株式数 (単元)		52,273	3,177	27,320	9,056	15	57,558	149,399	1,500,935
所有株式数 の割合(%)		34.98	2.12	18.28	6.06	0.01	38.52	100.00	

(注) 自己株式8,154,699株は「個人その他」に8,154単元、「単元未満株式の状況」に699株含まれております。

A種優先株式

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		1						1	
所有株式数 (単元)		40,000						40,000	
所有株式数 の割合(%)		100.00						100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,123	6.35
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	6,174	3.23
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,787	2.50
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,241	2.22
損害保険ジャパン日本興亜株式 会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.20
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,291	1.20
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	2,127	1.11
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,932	1.01
計		77,982	40.85

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3 大株主は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。
4 当行は、自己株式8,154千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.27%)を保有しておりますが上記記載には含めておりません。
5 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 12,123千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4,787千株

所有議決権数別

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権数の 割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,123	8.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	6,174	4.37
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	4,787	3.38
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,241	3.00
損害保険ジャパン日本興亜株式 会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	2,304	1.63
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,291	1.62
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	2,127	1.50
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.41
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,932	1.36
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	1,701	1.20
計		39,680	28.09

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,154,000		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 141,245,000	141,245	同上
単元未満株式	普通株式 1,500,935		(注)2
発行済株式総数	190,899,935		
総株主の議決権		141,245	

(注)1. A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式699株が含まれております。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	8,154,000		8,154,000	4.27
計		8,154,000		8,154,000	4.27

(9) 【ストックオプション制度の内容】

平成22年6月24日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6、当行執行役員5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)(注)1	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成23年6月23日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成23年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6、当行執行役員7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)(注)1	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成24年6月26日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6、当行執行役員6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)(注)1	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成25年6月25日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成25年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6、当行執行役員10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)(注)1	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成26年6月26日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6、当行執行役員10
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)(注)1	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成27年6月23日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成27年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6、当行執行役員9
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)(注)1	当行取締役300,000、当行執行役員400,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により付与される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成27年7月9日から平成52年7月8日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

- (1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
- (2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。
- (3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式の分割} \cdot \text{株式の併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役(非常勤取締役を除く)及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、1個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。
- (3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

3. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対

象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類会社法第155条第7号による普通株式の取得等】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区 分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	28,803	6,249,736
当期間における取得自己株式	2,491	514,375

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区 分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求による売却)	74,575	24,236,875	131,000	42,575,000
保有自己株式数	8,154,699		8,026,190	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当を継続していくことで、株主の皆さまへの利益還元を努めていくことを配当の基本方針としております。

当行の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であり、また、取締役会決議にて会社法454条第5項に規定する中間配当を実施することができる旨定款で定めております。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式の配当は、1株あたり4円（期末配当4円）、A種優先株式については、定款および発行要項の定めに従い、1株当たり6.35円（期末配当6.35円）とさせていただきます。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成27年6月23日 定時株主総会決議	普通株式	570	4.00
	A種優先株式	254	6.35

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	196	200	252	259	234
最低(円)	124	132	139	124	194

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	215	233	234	225	221	219
最低(円)	194	212	215	215	209	203

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

A種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

5 【役員の状況】

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長	代表 取締役	杉本康雄	昭和22年2月27日生	昭和44年6月 (株)弘前相互銀行入行 平成元年12月 当行根城支店長 平成3年4月 国道支店長 平成6年4月 業務推進部長 平成8年6月 取締役業務推進部長 平成9年10月 取締役企画調整部長 平成12年6月 常務取締役人事部長 平成13年1月 常務取締役 平成14年8月 取締役 平成15年6月 取締役古川支店長 平成16年6月 兼ユニバース沖館店出張所長 みちのくユーシーカード(株) 代表取締役社長 平成17年4月 みちのくカード(株)代表取締役社長 平成17年6月 当行顧問 平成17年6月 代表取締役頭取 平成18年3月 代表取締役頭取兼執行役員 平成25年6月 代表取締役会長(現職)	平成27年6月 から1年	普通株式 54
取締役頭取	代表 取締役	高田邦洋	昭和32年5月18日生	昭和56年4月 当行入行 平成11年4月 小柳支店長 平成14年6月 堅田支店長 平成17年12月 経営企画部長 平成18年3月 執行役員経営企画部長 平成18年6月 取締役兼執行役員経営企画部長 平成19年4月 取締役兼執行役員 平成20年3月 取締役兼常務執行役員 平成24年6月 代表取締役副頭取兼執行役員 平成25年6月 代表取締役頭取兼執行役員(現職)	平成27年6月 から1年	普通株式 17
取締役		熊地貴志	昭和31年10月21日生	昭和54年4月 当行入行 平成7年4月 旭ヶ丘支店長 平成9年3月 下土手町支店副支店長 平成9年7月 堅田支店長 平成12年6月 深浦支店長 平成15年10月 岩木支店長 平成17年12月 コンプライアンス統括部副部長 平成19年2月 監査部長 平成19年4月 執行役員監査部長 平成21年4月 常務執行役員 平成21年6月 取締役兼常務執行役員 平成24年4月 取締役兼常務執行役員総務部長 平成25年4月 取締役兼常務執行役員 平成25年6月 取締役兼専務執行役員(現職)	平成27年6月 から1年	普通株式 16
取締役		加藤政弘	昭和28年11月22日生	昭和47年3月 (株)弘前相互銀行入行 平成9年4月 当行八戸支店副支店長 平成10年6月 ききょう支店長 平成13年4月 国道支店長 平成15年6月 八戸駅前支店長 平成17年7月 営業統括部長 平成18年3月 執行役員八戸支店長 平成21年4月 常務執行役員 平成24年6月 取締役兼常務執行役員 平成25年6月 取締役兼専務執行役員(現職)	平成27年6月 から1年	普通株式 6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	人事部長	稲庭 勉	昭和36年4月10日生	昭和60年4月 当行入行 平成16年6月 問屋町支店長 平成17年7月 審査管理部副部長 平成18年3月 執行役員審査部長 平成19年3月 執行役員本店営業部長 平成22年4月 常務執行役員 平成22年6月 取締役兼常務執行役員 平成27年4月 取締役兼常務執行役員人事部長 (現職)	平成27年6月 から1年	普通株式 5
取締役		岩岡 高德	昭和37年5月23日生	昭和60年4月 当行入行 平成14年6月 西弘前支店長 平成15年10月 東京支店副支店長 平成17年7月 八戸駅前支店長 平成19年4月 十和田支店長 平成22年4月 経営企画部長 平成24年4月 執行役員経営企画部長 平成25年4月 常務執行役員経営企画部長 平成27年4月 常務執行役員 平成27年6月 取締役兼常務執行役員(現職)	平成27年6月 から1年	普通株式 11
取締役		熊谷 清一	昭和23年4月9日生	平成元年4月 東京弁護士会弁護士登録 平成元年4月 辰巳法律事務所入所 平成4年3月 同事務所退所 平成4年4月 熊谷法律事務所弁護士 平成10年4月 たいよう総合法律事務所弁護士 平成14年11月 あおば総合法律会計事務所弁護士 平成18年4月 トヨタカローラ八戸(株)社外監査役 (現職) 平成19年7月 弁護士法人あおば総合法律事務所 代表社員(現職) 平成20年7月 (株)デーリー東北新聞社社外監査役 (現職) 平成23年6月 当行取締役(現職)	平成27年6月 から1年	
取締役		鎌田 由美子	昭和41年2月23日生	平成元年4月 東日本旅客鉄道(株)入社 平成17年6月 (株)JR東日本ステーションリテイ リング代表取締役社長 平成20年11月 東日本旅客鉄道(株)事業創造本部部長 (地域活性化・子育て支援事業) 平成25年5月 同社研究開発センターフロンティア サービス研究所副所長 平成27年1月 同社退社 平成27年2月 カルビー(株)上級執行役員(現職) 平成27年2月 (株)ルミネ非常勤取締役 (社外取締役)(現職) 平成27年3月 (株)ボラ・オルビスホールディ ングス社外取締役(現職) 平成27年6月 当行取締役(現職)	平成27年6月 から1年	
常勤監査役		佐藤 郁夫	昭和27年8月9日生	昭和50年4月 日本銀行入行 昭和63年7月 同行大阪支店調査役 平成2年2月 同行管財局調査役 平成2年5月 同行文書局調査役 平成5年11月 同行長野事務所長 平成8年5月 同行考査局考査役 平成10年8月 整理回収銀行(大阪本部企画部長)へ 出向 平成11年4月 整理回収機構(整理部次長)へ出向 平成15年1月 日本銀行業務局代理店課長 平成18年5月 同行業務局企画役 平成18年6月 当行常勤監査役(現職)	平成26年6月 から4年	普通株式 19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
常勤監査役		小田中和彦	昭和34年2月25日生	昭和56年4月 平成17年6月 平成19年7月 平成21年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成27年4月 平成27年6月	当行入行 国際部長 市場国際管理部長 東京支店長兼経営企画部東京事務所長 秘書室長 執行役員青森支店長 当行顧問 常勤監査役(現職)	平成27年6月 から4年	普通株式 17	
監査役		榊佳弘	昭和28年12月20日生	昭和51年4月 昭和55年4月 昭和58年2月 平成3年5月 平成11年6月	大都魚類(株)入社 マルヨ水産(株)入社 同社専務取締役 同社代表取締役社長(現職) 当行監査役(現職)	平成25年6月 から4年	普通株式 3	
監査役		東康夫	昭和23年2月2日生	昭和46年3月 昭和57年3月 昭和59年2月 昭和62年1月 平成19年6月 平成21年12月 平成22年11月	日曹エンジニアリング(株)入社 東北化学薬品(株)入社 同社常務取締役 同社代表取締役社長 当行監査役(現職) 東北化学薬品(株)取締役会長(現職) 進和ケミカル(株)代表取締役(現職)	平成25年6月 から4年		
監査役		鳥谷部眞実	昭和39年2月8日生	平成6年3月 平成6年3月 平成13年12月 平成13年12月 平成20年6月	(株)ヤマウ鳥谷部商店取締役 (株)ヤマウ鳥谷部臨港倉庫取締役 (株)ヤマウ鳥谷部商店 代表取締役社長(現職) (株)ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 代表取締役社長(現職) 当行監査役(現職)	平成25年6月 から4年	普通株式 10	
監査役		馬谷成人	昭和25年1月15日生	昭和47年4月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成16年10月 平成17年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成25年6月 平成25年6月	(株)富士銀行入行 同行執行役員本店審査役 みずほ証券(株)常務執行役員 日本酸素(株)(現大陽日酸(株)) 常勤監査役 大陽日酸(株)業務本部海外事業統括部長 同社執行役員 同社常務執行役員 同社常勤監査役 当行監査役(現職) (株)クレハ社外取締役(現職)	平成25年6月 から4年		
計								160

- (注) 1 取締役熊谷清一、鎌田由美子は、社外取締役であります。
また、熊谷清一、鎌田由美子は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
- 2 監査役佐藤郁夫、榊佳弘、東康夫、鳥谷部眞実、馬谷成人は、社外監査役であります。
- 3 当行は、業務執行と監督の分離による迅速な意思決定を目的として執行役員制度を導入しております。
取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

氏 名	地 位	担 当
福 井 莊 一	専務執行役員	市場金融部担当
小笠原金一	常務執行役員	本店営業部長
古川博章	執行役員	東京支店長兼経営企画部東京事務所長
浅利健一	執行役員	弘前営業部長
石橋雅人	執行役員	八戸営業部長
福士勝彦	執行役員	青森支店長
工藤隆紀	執行役員	函館営業部長
早野博之	執行役員	システム統括部長
藤澤貴之	執行役員	営業本部長兼営業戦略部長(注)

- (注) 平成27年4月1日より、営業企画部・営業戦略部・地域創生部・KeyMan推進部を束ねる営業本部長を設置しております。営業企画部・営業戦略部・地域創生部は営業戦略部を「企画」「推進」「地域創生(地域振興)」の役割により分割したものであり、KeyMan推進部は与信企画部内のKeyMan推進グループを部に昇格させたものであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のコーポレート・ガバナンスの状況は次のとおりです。

なお、本項目は事業年度末日の状況によっておりますが、有価証券報告書提出日における定款の変更、社外取締役の交替も踏まえて記載しております。

企業統治の体制の概要等

当行は監査役制度を採用しており、当行の監査役は6名(常勤監査役2名、非常勤監査役4名)となっております。監査の実効性を確保するため、監査役は全員が取締役会に出席しているほか経営会議等の重要会議に常勤監査役が出席しております。

なお、監査役制度をより有効に機能させるため、監査役会直轄の専任部署として監査役室を設置し、監査体制の充実を図っております。

経営の意思決定機能につきましては、月1回の「取締役会」および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。

取締役は総員8名で、うち社外取締役は2名であります。

また、取締役会の委任を受けた事項について、協議・決議する機関として代表取締役および取締役兼役員執行役員で構成される「経営会議」を週1回の定例開催および必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

このほか、弁護士や公認会計士、金融業界経験者などの幅広い知識や経験を有した外部有識者の意見を経営に反映させた恒常的な組織として「内部統制委員会」を設置しており、会社法に基づく、内部統制システムの体制整備に向けた取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

このように当行では、経営のガバナンス態勢を強化するため、社外取締役、社外監査役の積極的な登用および外部有識者で構成する内部統制委員会の設置等、ガバナンス強化を最重要課題と捉え、重点的に取り組んでまいりました。本体制により、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性確保等に取組むとともに、経営の業務執行に対する監視、牽制機能を有効に機能させたガバナンス態勢が構築できるものと考え、現状の体制を採用しております。

金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下において、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であると認識しております。このため、リスク管理の統括部署として、「経営管理部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、リスク特性に応じて、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、「収益」「リスク」「資本」のバランスを図るためのリスクマネジメントについて協議する場として「収益・ALM委員会」を設置し、さらにオペレーショナルリスクについてはリスク改善策等を組織横断的に協議・検討を行う場として「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。

内部統制システムにつきましては、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、「全役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制」など11項目について体制の整備を図っております。

当行は、会社法第427条第1項の規定の範囲内において、社外取締役及び社外監査役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

当行の内部監査は、監査部(平成27年3月末現在23名)が本部、営業店及び連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査で構成されており、内部監査結果については代表取締役及び取締役会に報告されております。内部監査の堅確性・適切性を維持していくため、監査部につきましては、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに適正なスタッフを配置しております。

監査役には、日本銀行、都市銀行などにおける豊富な金融実務経験、法務等の専門分野、および地元経済界での企業経営経験などを有した人材及び市場・国際部門等での実務経験を有する人材を選任しており、監査役会の決議に基づく役割分担及び各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。さらに会

計監査人より定期的に監査結果の報告を受ける他、必要に応じ適宜往査立会を実施する等緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

監査部及び監査役は、内部統制関連部門と緊密な連携を保ち、財務報告に係る内部統制のレベル向上のための意見交換を定期的に行っております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しております。

社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役2名及び社外監査役5名を選任しております。社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）と当行との間で、人的、資本的、取引関係及びその他において特別の利害関係はありません。

なお、各社外役員と当行との取引関係等は下記のとおりであります。

氏名	役職	提出会社との取引関係等
藤井 正夫	社外取締役	当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
熊谷 清一	社外取締役	当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
佐藤 郁夫	社外監査役	当行と預け金及び借入金の取引がある日本銀行の出身であります。同行との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、佐藤郁夫は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
榊 佳弘 (注)	社外監査役	当行と預金、貸出金、支払承諾等の取引があるマルヨ水産株式会社の代表取締役社長を務めております。同社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、榊佳弘及び同社は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
東 康夫	社外監査役	当行と預金及び支払承諾等の取引がある東北化学薬品株式会社の取締役会長を務めております。同社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、当行は同社株式（議決権割合4.8%）を保有しておりますが、主要株主には該当しません。同社も当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

氏名	役職	提出会社との取引関係等
鳥谷部眞実 (注)	社外監査役	当行と預金及び貸出金の取引がある株式会社ヤマウ鳥谷部商店及び株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫の代表取締役社長を務めております。両社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、鳥谷部眞実及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
馬谷 成人	社外監査役	当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(注) 上記のうち、社外監査役 榊佳弘及び鳥谷部眞実との取引内容等については、「第5 経理の状況」中、「(1)連結財務諸表」の「関連当事者関係」においても記載しております。

社外取締役 藤井正夫は有価証券報告書提出日に退任し、新たに社外取締役 鎌田由美子が就任しております。鎌田由美子と提出会社との取引関係等は下記の通りであります。

氏名	役職	提出会社との取引関係等
鎌田 由美子	社外取締役	当行と貸出金の取引がある東日本旅客鉄道株式会社出身であります。同社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、当行は同社株式（議決権割合0.02%）を保有しておりますが、主要株主には該当しません。鎌田由美子は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

社外役員は、他社での金融実務経験、法務等の専門分野、地元・首都圏経済界での企業経営経験等に基づき、当行の経営に対して客観的な牽制機能を発揮されることを期待して選任を行っております。社外役員を選任するための当行からの独立性に関する基準（方針）は経営者に対し、一般株主及び経営者以外の利害関係者との利益相反を監督することができる者と期待される者を選任することと決定しております。

社外役員が企業統治において果たす機能及び役割、内部監査、会計監査との相互連携、内部統制部門との関係は次のとおりであります。

常勤の社外監査役が業務稟議書の閲覧等により業務執行をモニタリングしているほか、経営会議等における内部監査部門からの監査状況報告、内部統制委員会における財務報告に係る内部統制の状況の報告を受け、必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役は会計監査人より職務の遂行に関する報告を受け、社外監査役からも会計監査人へ意見を述べております。

社外役員は取締役会、内部統制委員会等の重要会議へ役割に応じてそれぞれ出席し、適切な発言を行い、当行の経営に対する独立の立場からの牽制機能を果たしております。

なお、社外取締役 熊谷清一と鎌田由美子を、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届出を行っております。

役員の報酬等の内容

当行の役員報酬制度は、確定金額報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬型ストックオプションからなっております。

役員報酬等は、取締役会で決定された「役員報酬等規程」及び「株式報酬型ストックオプション規程」に従って算定されます。「役員報酬等規程」及び「株式報酬型ストックオプション規程」の内容は、下記のとおりであります。

確定金額報酬は役位により確定しており、業績連動報酬は年度業績等に連動する報酬額であり、ともに月額支給するものであります。また、株式報酬型ストックオプション制度は、常勤の取締役及び執行役員に対し、権利行使期間を25年以内とする新株予約権（1株当たりの権利行使価格を1円とする。）を、取締役は年間の総額の上限額

を60百万円、執行役員は40百万円の範囲内で、割り当てるものであります。なお、常勤の取締役及び執行役員に法令または当行の定款もしくは内規について重大な違反があった場合、権利行使を認めないこととしております。

上記の役員報酬の決定方針は業績向上に対する意欲と中長期的な企業価値向上並びに株主重視の経営意識をより一層高めることを目的としております。

なお、常勤監査役並びに非常勤役員（取締役、監査役）に対しては、独立性を確保するため、業績連動報酬の対象とはせず、全てを確定金額報酬といたしてあります。

当事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の内訳			
			確定報酬金額	業績連動報酬	ストック・オプション	その他
取締役	6	178	129		49	
監査役	1	19	19			
社外役員	7	46	43			3

(注) 1. 役員の使用人としての報酬はありません。

2. 取締役に対する確定金額報酬ならびに業績連動報酬の総額は、平成18年6月28日開催の第34期定時株主総会で決議されました報酬等の年額165百万円の枠内（社外役員中の非常勤取締役を含みます）で支給するものであります。

3. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成22年6月24日開催の第38期定時株主総会で決議されました年額60百万円（総数300個）を上限に支給するものであります。

4. 社外役員の報酬等のうち「その他」は、内部統制委員会委員としての報酬であります。

株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	118銘柄
貸借対照表計上額の合計額	15,115百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	386,032	1,195	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東日本旅客鉄道株式会社	100,000	760	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ジャックス	1,193,508	517	総合的な取引関係の維持・深化
安田倉庫株式会社	300,000	329	総合的な取引関係の維持・深化
丸三証券株式会社	347,517	294	経営戦略上の協力関係の維持・強化
電源開発株式会社	100,000	291	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社北越銀行	1,194,382	257	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社千葉興行銀行	358,030	256	経営戦略上の協力関係の維持・強化
NK S Jホールディングス株式会社	93,933	249	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ケーズホールディングス	86,576	248	総合的な取引関係の維持・深化
M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	97,031	229	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社大垣共立銀行	634,000	178	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社武蔵野銀行	48,300	165	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東邦銀行	491,000	164	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社肥後銀行	294,000	161	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山形銀行	305,000	133	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社 T T K	287,000	130	総合的な取引関係の維持・深化
東北化学薬品株式会社	230,000	125	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社清水銀行	46,300	124	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社サンデー	133,100	107	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社アルバック	50,000	105	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社四国銀行	497,000	105	経営戦略上の協力関係の維持・強化
フィデアホールディングス株式会社	527,000	102	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	110,918	96	経営戦略上の協力関係の維持・強化
大成建設株式会社	200,000	92	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社富山銀行	502,000	82	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東北銀行	500,000	77	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山陰合同銀行	100,000	69	経営戦略上の協力関係の維持・強化

(注) 特定投資株式のうち、東京海上ホールディングス株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジャックスを除く25銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります、上位28銘柄について記載しております。

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ヒューリック株式会社	3,131,100	4,427	議決権行使の指図
芙蓉総合リース株式会社	110,300	408	議決権行使の指図

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	386,032	1,752	同社グループとの「保険商品の窓口販売」、「天候デリバティブの取引媒介」、「海外進出企業のビジネス支援の提携」など協力関係の維持・強化を図るため。
東日本旅客鉄道株式会社	100,000	964	銀行取引のみならず、同社グループとの「JR地産品ショップ」のものへの取引先商品の紹介や行員の研修派遣など協力関係の維持・強化を図るため。
株式会社ジャックス	693,508	436	当行の主要営業地域である函館市を発祥とする信販会社大手であり、銀行取引のみならず、ATMキャッシングサービスの提携など協力関係の維持・強化を図るため。
電源開発株式会社	100,000	405	当行の営業地域である大間地区において原子力発電施設を計画中の事業会社であり、同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	93,933	350	同社グループとの「保険商品の窓口販売」、「天候デリバティブの取引媒介」、「海外進出企業の支援業務の提携」など協力関係の維持・強化を図るため。
株式会社ケーズホールディングス	86,576	336	同社グループの㈱デンコードーは当行の主要営業地域である八戸市を発祥とする電化製品販売等の事業会社であり、同社グループとの銀行取引関係の維持・強化を図るため。
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	97,031	326	同社グループとの「保険商品の窓口販売」など協力関係の維持・強化を図るため。
安田倉庫株式会社	300,000	302	同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。
株式会社千葉興業銀行	358,030	286	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。
株式会社北越銀行	1,194,382	279	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。
株式会社東邦銀行	491,000	242	「地方からの贈り物」プロジェクト、「北海道・東北・北陸ビジネスマッチング(6次産業化商談会)」の協力など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。
株式会社大垣共立銀行	634,000	240	「地方からの贈り物」プロジェクト、上海での商談会共催など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。
株式会社肥後銀行	294,000	216	基幹(勘定)系システム、サブシステム、営業店事務の共通化・事務革新に基づく営業店システムの更改など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。
株式会社サンデー	133,100	196	当行の主要営業地域である八戸市に本社を置くホームセンターチェーンで、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。
株式会社武蔵野銀行	48,300	194	「地方からの贈り物」プロジェクトなど同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。
株式会社山形銀行	305,000	155	「北海道・東北・北陸ビジネスマッチング(6次産業化商談会)」の協力など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。
株式会社清水銀行	46,300	140	上海での商談会共催など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社TTK	287,000	138	仙台市に本社を置き、当行の本店所在地である青森市にも支店を有する情報通信設備等の事業会社であり、同社グループとの銀行取引関係の維持・強化を図るため。
大成建設株式会社	200,000	135	当行の主要営業地域である八戸市にも営業所を有する総合建設業で銀行取引のみならず、当行の本店・研修会館等の主要建物の施工業者でもあり、同社との協力関係の維持・強化を図るため。
東北化学薬品株式会社	230,000	133	当行の主要営業地域である弘前市に本社を置く化学工業薬品等の専門商社であり、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。
株式会社富山銀行	502,000	131	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。
株式会社四国銀行	497,000	122	営業基盤が異なる同業種として、情報交換等に留まらず新たなアライアンス締結など経営戦略上の協力関係の維持・強化を図るため。
フィデアホールディングス株式会社	527,000	114	A T M手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立、6次産業化ファンド「とうほくのみらい応援ファンド」の組成など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	110,918	102	同社グループとの証券業務取引や投融資に係る情報提供など協力関係の維持・強化を図るため。
株式会社山陰合同銀行	100,000	99	基幹(勘定)系システム、サブシステム、営業店事務の共通化・事務革新に基づく営業店システムの更改など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。
株式会社アークス	33,740	97	同社グループの㈱ユニバースは当行の主要営業地域である八戸市に本社を置くスーパーマーケットチェーンであり、従業員取引も含めた総合的な銀行取引関係の維持・強化を図るため。
株式会社アルバック	50,000	92	同社グループのアルバック東北㈱は当行の主要営業地域である八戸市の誘致企業で、同社の東北における真空装置の生産拠点であり、同社グループとの銀行取引関係の維持・強化を図るため。
株式会社東北銀行	500,000	83	A T M手数料無料化の提携、債権流動化に係る特別目的会社の共同設立、6次産業化ファンド「とうほくのみらい応援ファンド」の組成など同業種間のアライアンス維持・強化を図るため。

(注) 特定投資株式のうち、東京海上ホールディングス株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジャックス、電源開発株式会社、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社を除く23銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、上位28銘柄について記載しております。

(みなし保有株式)

銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
ヒューリック株式会社	3,131,100	4,230	議決権行使の指図および同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。
芙蓉総合リース株式会社	110,300	532	議決権行使の指図および同社との銀行取引関係の維持・強化を図るため。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	前事業年度				
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益の合計額	
				含み損益 (百万円)	減損処理額 (百万円)
上場株式 非上場株式	603	22	12	115	

	当事業年度				
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益の合計額	
				含み損益 (百万円)	減損処理額 (百万円)
上場株式 非上場株式	717	19		230	

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものが該当ありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものが該当ありません。

取締役の定数

当行の取締役は12名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票に依らない旨、定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項とその理由

(イ) 市場取引等による自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(ロ) 株主との合意による自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第459条第1項第1号に規定される株主との合意による自己の株式の取得については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、定款に定めております。

(ハ) 中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる旨、定款で定めております。

種類株式の議決権及び内容

当行は、金融機能強化法に基づく株式会社整理回収機構を第三者割当先とするA種優先株式200億円を発行しております。A種優先株式は、中小企業等への安定的かつ円滑な資金提供をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的としております。

A種優先株式は法令等の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。A種優先株式に関しては、下記の事項につき株主総会決議事項を取締役会にて決議できる旨定款に定めております。

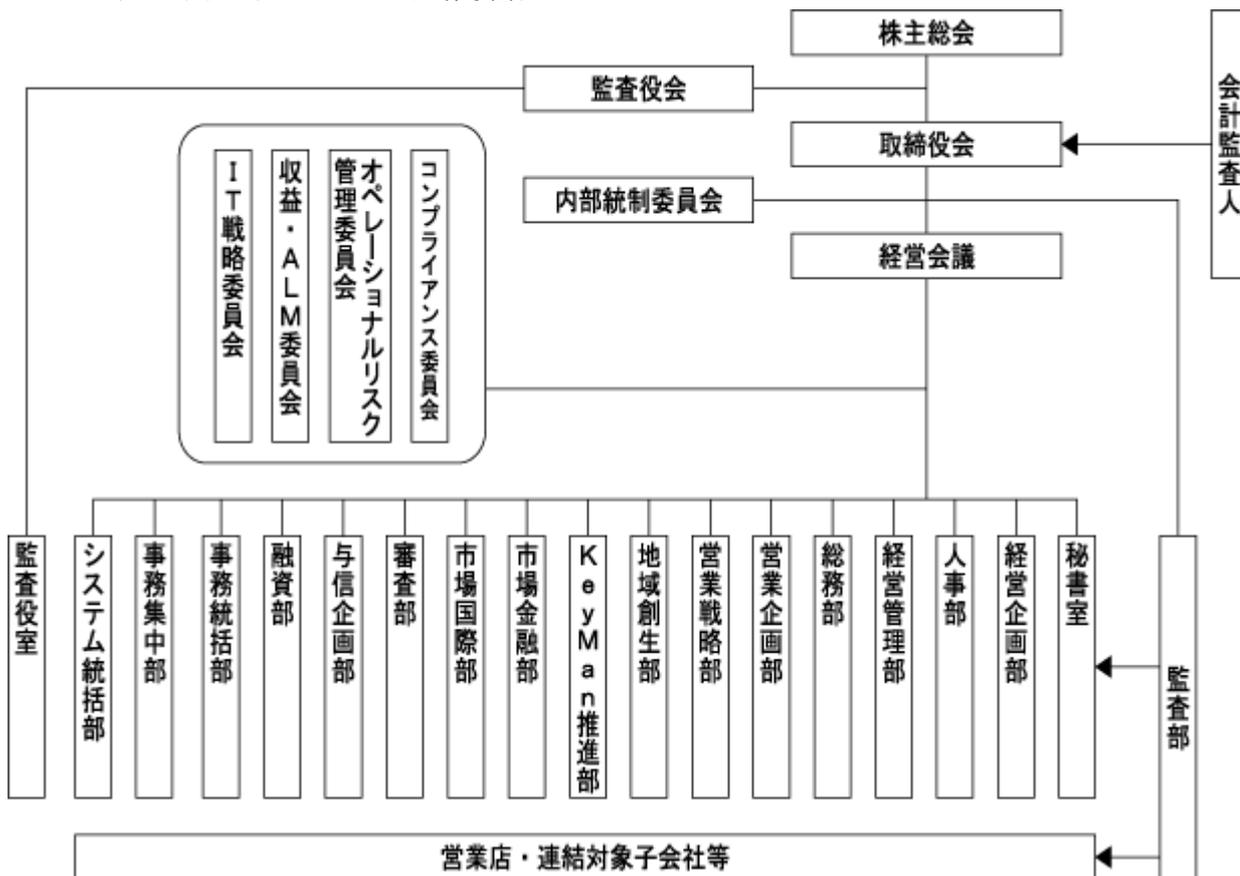
- (イ) 配当金支払に関する事項
- (ロ) 普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間に関する事項
- (ハ) 優先株主に対する残余財産の分配に関する事項
- (ニ) 金銭を対価とする取得に関する事項
- (ホ) 普通株式を対価とする取得に関する事項

A種優先株式の詳細な内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式等の総数等発行済株式」に記載しております。

株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨、定款に定めております。

〔コーポレート・ガバナンスの体系図〕



会計監査の状況

- (イ) 業務を執行した公認会計士の氏名
村田 賢治氏 (新日本有限責任監査法人)
窪寺 信氏 (新日本有限責任監査法人)
 - (ロ) 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名
その他 11名
- (注) その他は、公認会計士試験合格者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	74	11	74	8
連結子会社				
計	74	11	74	8

(注) 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

提出会社に対する非監査業務の内容は、下記のとおりであります。

前連結会計年度

- (イ) 国際財務報告基準 (I F R S) の対応策の検討・立案に関する情報と助言の提供
- (ロ) バーゼル 規制の対応策の検討に関する情報と助言の提供
- (ハ) 米国外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A) の対応策の検討に関する情報と助言の提供
- (ニ) 新株予約権付社債の発行に係る財務諸表監査以外の財務情報に関する調査の報告等の作成

当連結会計年度

- (イ) みちのくりース株式会社の子会社化に係る助言及び情報提供
- (ロ) 米国外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A) の対応策の検討に関する情報と助言の提供

【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、下記のとおりであります。
 - （1）当行は公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。会計基準等の内容を理解し適正な財務報告を行うため、外部研修への参加・行内研修を継続的に行っております。
 - （2）行内の規程手続・内部統制を構築し、適正な財務報告を行う態勢を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当連結会計年度 (平成27年3月31日)	
資産の部				
現金預け金		357,595		87,887
コールローン及び買入手形		6,543		360
買入金銭債権		3,010		2,730
商品有価証券		30		13
金銭の信託		19,990		19,740
有価証券	7,15	320,923	7,15	594,937
貸出金	1,2,3,4,5,6,8	1,297,094	1,2,3,4,5,6,8	1,330,376
外国為替	5	1,272	5	1,499
その他資産	7	4,881	7	57,499
有形固定資産	10,11	17,082	10,11	16,608
建物		3,937		4,044
土地	9	7,138	9	7,206
建設仮勘定		163		340
その他の有形固定資産		5,844		5,017
無形固定資産		3,897		3,265
ソフトウェア		3,587		2,931
その他の無形固定資産		309		334
退職給付に係る資産		9,709		10,478
繰延税金資産		8,773		4,664
支払承諾見返		8,840		8,178
貸倒引当金		17,062		13,848
資産の部合計		2,042,583		2,124,393
負債の部				
預金	7	1,860,600	7	1,892,518
譲渡性預金		37,203		35,067
借入金	7,12	12,000	7,12	10,000
外国為替		0		6
社債	13	15,000	13	15,000
新株予約権付社債	14	7,000	14	6,999
その他負債		14,727		64,763
賞与引当金		980		969
退職給付に係る負債		5,573		5,399
睡眠預金払戻損失引当金		1,163		726
偶発損失引当金		196		201
利息返還損失引当金		29		21
再評価に係る繰延税金負債	9	586	9	513
支払承諾		8,840		8,178
負債の部合計		1,963,902		2,040,365

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
資本金	34,167	34,168
資本剰余金	29,747	29,735
利益剰余金	12,356	15,015
自己株式	2,671	2,653
株主資本合計	73,601	76,266
その他有価証券評価差額金	1,741	4,409
土地再評価差額金	9 161	9 179
退職給付に係る調整累計額	2,936	2,858
その他の包括利益累計額合計	4,838	7,447
新株予約権	232	305
少数株主持分	7	8
純資産の部合計	78,680	84,027
負債及び純資産の部合計	2,042,583	2,124,393

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
経常収益	41,676	40,103
資金運用収益	29,046	28,661
貸出金利息	22,289	21,712
有価証券利息配当金	6,485	6,750
コールローン利息及び買入手形利息	36	24
預け金利息	219	168
その他の受入利息	14	5
役務取引等収益	6,447	6,879
その他業務収益	2,951	3,351
その他経常収益	3,230	1,211
貸倒引当金戻入益	2,055	-
償却債権取立益	120	77
その他の経常収益	1,054	1,134
経常費用	35,709	33,207
資金調達費用	2,255	1,869
預金利息	1,812	1,439
譲渡性預金利息	40	44
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借入金利息	30	12
社債利息	304	304
その他の支払利息	66	67
役務取引等費用	2,767	2,812
その他業務費用	5,734	5,137
営業経費	23,933	22,732
その他経常費用	1,017	655
貸倒引当金繰入額	-	132
その他の経常費用	¹ 1,017	¹ 523
経常利益	5,967	6,896
特別利益	1,047	0
固定資産処分益	1	0
退職給付制度改定益	974	-
移転補償金	72	-
特別損失	329	97
固定資産処分損	247	79
減損損失	² 81	² 18
税金等調整前当期純利益	6,685	6,799
法人税、住民税及び事業税	142	96
法人税等調整額	2,817	3,246
法人税等合計	2,959	3,343
少数株主損益調整前当期純利益	3,725	3,456
少数株主利益	0	0
当期純利益	3,725	3,455

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,725	3,456
その他の包括利益	1,591	1,264
その他有価証券評価差額金	1,188	2,668
土地再評価差額金		53
退職給付に係る調整額	1,780	78
包括利益	4,317	6,099
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	4,317	6,099
少数株主に係る包括利益	0	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,167	29,748	10,420	2,666	71,670
会計方針の変更による累積的影響額			972		972
会計方針の変更を反映した当期首残高	34,167	29,748	9,447	2,666	70,698
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			852		852
当期純利益			3,725		3,725
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		0		1	0
土地再評価差額金の取崩			36		36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計		0	2,908	4	2,903
当期末残高	34,167	29,747	12,356	2,671	73,601

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,930	197		3,127	145	7	74,951
会計方針の変更による累積的影響額			1,155	1,155			183
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,930	197	1,155	4,283	145	7	75,134
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							852
当期純利益							3,725
自己株式の取得							6
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩		36		36			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,188		1,780	591	87	0	679
当期変動額合計	1,188	36	1,780	555	87	0	3,546
当期末残高	1,741	161	2,936	4,838	232	7	78,680

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,167	29,747	12,356	2,671	73,601
当期変動額					
新株の発行	0	0			1
剰余金の配当			832		832
当期純利益			3,455		3,455
自己株式の取得				6	6
自己株式の処分		12		24	11
土地再評価差額金の取崩			35		35
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	0	11	2,658	17	2,665
当期末残高	34,168	29,735	15,015	2,653	76,266

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,741	161	2,936	4,838	232	7	78,680
当期変動額							
新株の発行							1
剰余金の配当							832
当期純利益							3,455
自己株式の取得							6
自己株式の処分							11
土地再評価差額金の取崩		17		17			53
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,668		78	2,590	73	0	2,663
当期変動額合計	2,668	17	78	2,608	73	0	5,346
当期末残高	4,409	179	2,858	7,447	305	8	84,027

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,685	6,799
減価償却費	2,155	2,284
減損損失	81	18
退職給付制度改定益	974	-
貸倒引当金の増減()	2,813	3,213
賞与引当金の増減額(は減少)	23	11
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	4,085	1,887
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,829	115
睡眠預金払戻損失引当金の増減額(は減少)	130	436
偶発損失引当金の増減()	69	5
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	8	7
資金運用収益	29,046	28,661
資金調達費用	2,255	1,869
有価証券関係損益()	2,986	1,617
金銭の信託の運用損益(は益)	156	194
為替差損益(は益)	24	39
固定資産処分損益(は益)	246	78
貸出金の純増()減	14,922	33,282
預金の純増減()	30,456	31,917
譲渡性預金の純増減()	7,768	2,135
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	10,000	-
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	15,036	3,007
コールローン等の純増()減	95,960	6,463
外国為替(資産)の純増()減	191	227
外国為替(負債)の純増減()	50	6
資金運用による収入	25,043	24,566
資金調達による支出	3,014	2,712
その他	1,116	128
小計	147,419	210
法人税等の還付額	550	847
法人税等の支払額	166	153
営業活動によるキャッシュ・フロー	147,803	904
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,682,192	1,317,857
有価証券の売却による収入	1,521,813	1,029,060
有価証券の償還による収入	213,493	19,215
金銭の信託の増加による支出	3,153	9
金銭の信託の減少による収入	2,000	63
有形固定資産の取得による支出	2,842	825
無形固定資産の取得による支出	784	487
有形固定資産の売却による収入	103	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	48,437	270,759

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	2,000
新株予約権付社債の発行による収入	6,971	-
配当金の支払額	852	832
自己株式の取得による支出	6	6
自己株式の売却による収入	0	11
リース債務の返済による支出	63	72
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,049	2,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	24	39
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	202,314	272,715
現金及び現金同等物の期首残高	154,731	357,046
現金及び現金同等物の期末残高	1 357,046	1 84,331

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(2) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

(2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 3年~50年

その他: 2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年~8年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類

毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額していましたが、平成23年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年度末における平成22年連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は4,054百万円（前連結会計年度末は6,945百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当連結会計年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

(13) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生した連結会計年度に一括して償却しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15)消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16)連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
破綻先債権額	3,466百万円	1,518百万円
延滞債権額	23,482百万円	21,902百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	百万円	百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
貸出条件緩和債権額	6,724百万円	1,637百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
合計額	33,673百万円	25,058百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	2,979百万円	2,437百万円

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	1,500百万円	1,500百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,009百万円	30,015百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	30,040百万円	30,046百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,457百万円	7,155百万円
借入金	10,000百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有価証券	48,242百万円	48,819百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
保証金	407百万円	392百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
融資未実行残高	230,407百万円	238,872百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	222,984百万円	230,907百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	2,298百万円	2,323百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
減価償却累計額	16,039百万円	16,827百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
圧縮記帳額	2,498百万円	2,487百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	百万円

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
劣後特約付社債	15,000百万円	15,000百万円

14. 新株予約権付社債は劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
劣後特約付新株予約権付社債	7,000百万円	6,999百万円

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	7,145百万円	8,283百万円

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
貸出金償却	8百万円	36百万円
債権売却損	20百万円	5百万円
株式等償却	12百万円	68百万円

2. 減損損失

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額81百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	遊休資産	土地・建物	81

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額18百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	遊休資産	土地	18

営業用店舗については、原則としてエリア営業体制の統括店を母店とする業務の関連性、補完性の強い店舗から構成されたエリア店等をグルーピングの単位とし、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	866百万円	8,197百万円
組替調整額	2,651百万円	4,415百万円
税効果調整前	1,784百万円	3,782百万円
税効果額	595百万円	1,113百万円
その他有価証券評価差額金	1,188百万円	2,668百万円
土地再評価差額金：		
当期発生額	百万円	百万円
組替調整額	百万円	百万円
税効果調整前	百万円	百万円
税効果額	百万円	53百万円
土地再評価差額金	百万円	53百万円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	2,960百万円	683百万円
組替調整額	132百万円	1,032百万円
税効果調整前	2,828百万円	348百万円
税効果額	1,047百万円	270百万円
退職給付に係る調整額	1,780百万円	78百万円
その他の包括利益合計	591百万円	2,643百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895			150,895	
A種優先株式	40,000			40,000	
合計	190,895			190,895	
自己株式					
普通株式	8,174	29	3	8,200	(注)
A種優先株式					
合計	8,174	29	3	8,200	

(注) 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 29千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買増による減少 3千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結 会計年度 期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					232	
合計						232	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	A種優先株式	282	7.05	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	570	その他 利益剰余金	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
	A種優先株式	262	その他 利益剰余金	6.55	平成26年3月31日	平成26年6月27日

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	4		150,899	(注) 1
A種優先株式	40,000			40,000	
合計	190,895	4		190,899	
自己株式					
普通株式	8,200	28	74	8,154	(注) 2
A種優先株式					
合計	8,200	28	74	8,154	

(注) 1 普通株式の増加数は、新株予約権付社債の転換によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加 28千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使にともなう減少 73千株

単元未満株式の買増による減少 1千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			当連結 会計年度 期首	当連結会計年度				当連結会 計年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					305		
合計						305		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
	A種優先株式	262	6.55	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	570	その他 利益剰余金	4.00	平成27年3月31日	平成27年6月24日
	A種優先株式	254	その他 利益剰余金	6.35	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金預け金勘定	357,595百万円	87,887百万円
定期預け金	百万円	3,000百万円
その他	549百万円	556百万円
現金及び現金同等物	357,046百万円	84,331百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち1ヶ店(国道支店)及び事業用動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（以下「ALM」という。）を行っております。

また、このようなALMの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク（市場リスク）に晒されております。

社債及び借入金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク（市場リスク）に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク（市場リスク）及び信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、「クレジットポートフォリオ管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過または超過することが見込まれる場合、取引方針を策定し、経営会議決議のうえ、取締役会に報告するなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「信用リスク管理規程」、「融資権限規程」、「与信先取引方針運用手続」に従い、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、大口与信先の期中業況のチェックを含めた信用格付の見直しを行っているほか、年1回、個社またはグループ先別に今後の取引方針を策定し、取締役会、経営会議へ報告する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部・融資部により行われ、定期的に取締役会、経営会議へ報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、与信企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

()市場リスクの管理（金利・為替・市場価格の変動リスク）

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスク管理の高度化に継続して取り組むなど、牽制機能

を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）を市場金融部、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場国際部に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署（ミドルオフィス）を経営管理部として相互牽制する体制としております。

経営管理部では、半期毎にリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントを設定し、日次でモニタリングを行っており、定期的にはリスク量の状況について取締役会、経営会議へ報告しております。

また、有価証券投資については、「市場ポートフォリオ基本規程」等に基づき、四半期毎に投資方針の策定を行っております。

（ ）市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「買入金銭債権」の一部、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」の一部、「デリバティブ取引」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてVaRを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～6ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：1年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で12,675百万円（前連結会計年度末は18,054百万円）であります。

当行グループでは、モデルが算定するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、テスト結果に応じ、使用計測モデルを補強する仕組みを構築しております。ただし、VaRは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金繰り管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的には取締役会、経営会議へ報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	357,595	357,595	
(2)コールローン及び買入手形	6,543	6,543	
(3)買入金銭債権（ 1 ）	3,009	3,009	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	30	30	
(5)金銭の信託	19,990	19,990	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	13,146	13,213	66
その他有価証券	305,095	305,095	
(7)貸出金	1,297,094		
貸倒引当金（ 1 ）	16,972		
	1,280,121	1,305,790	25,668
資産計	1,985,534	2,011,269	25,735
(1)預金	1,860,600	1,861,574	973
(2)譲渡性預金	37,203	37,203	
(3)社債	15,000	15,131	131
(4)新株予約権付社債	7,000	7,525	525
負債計	1,919,803	1,921,434	1,630
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	147	147	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	147	147	

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注） 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	87,887	87,887	
(2)コールローン及び買入手形	360	360	
(3)買入金銭債権（ 1 ）	2,730	2,730	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	13	13	
(5)金銭の信託	19,740	19,740	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	13,285	13,359	73
その他有価証券	578,967	578,967	
(7)貸出金	1,330,376		
貸倒引当金（ 1 ）	13,816		
	1,316,560	1,341,745	25,185
資産計	2,019,546	2,044,805	25,258
(1)預金	1,892,518	1,893,025	507
(2)譲渡性預金	35,067	35,085	17
(3)社債	15,000	15,071	71
(4)新株予約権付社債	6,999	7,313	314
負債計	1,949,584	1,950,496	911
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(79)	(79)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(79)	(79)	

- （ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- （ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (注) 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借入金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債及び(4)新株予約権付社債

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値により算出した価額、取引所の価格によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (6) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式(1)(2)	2,629	2,635
組合出資金(3)	52	49
合計	2,681	2,684

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	332,456				
コールローン及び買入手形	6,543				
買入金銭債権	364				292
有価証券(1)	8,556	112,383	36,409	4,986	125,905
満期保有目的の債券	4,348	4,970	3,827		
うち国債	4,000	2,000			
うち社債	348	2,970	3,827		
その他有価証券のうち満期があるもの	4,208	107,413	32,582	4,986	125,905
うち国債	367	90,000			100,000
うち地方債	373	456			
うち社債	3,468	8,716	21,640	4,986	7,735
その他		8,241	10,942		18,169
貸出金(2)	161,844	114,167	166,299	126,669	649,011
合計	509,765	226,551	202,709	131,655	775,209

- (1) 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- (2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない126,386百万円、期間の定めのないもの52,714百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預け金	63,501				
コールローン及び買入手形	360				
買入金銭債権	347				
有価証券（ 1 ）	97,414	38,834	120,186	102,995	162,200
満期保有目的の債券	3,650	5,494	4,139		
うち国債	2,000	3,000			
うち社債	1,650	2,494	4,139		
その他有価証券のうち満期があるもの	93,764	33,339	116,047	102,995	162,200
うち国債	90,000		30,000	100,000	100,000
うち地方債	266	150			
うち社債	3,498	17,849	14,388		600
その他		15,340	71,659	2,995	61,600
貸出金（ 2 ）	167,457	127,182	159,152	141,360	662,992
合計	329,082	166,016	279,338	244,355	825,193

- （ 1 ） 有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
- （ 2 ） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない22,814百万円、期間の定めのないもの49,418百万円は含めておりません。

(注4) 社債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金()	1,741,565	100,989	18,045	0	
譲渡性預金	37,203				
社債				15,000	
新株予約権付社債			7,000		
合計	1,778,768	100,989	25,045	15,000	

()預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超
預金()	1,797,629	84,198	10,689	0	
譲渡性預金	27,756	7,311			
社債				15,000	
新株予約権付社債			6,999		
合計	1,825,385	91,510	17,688	15,000	

()預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて記載しております。

(有価証券関係)

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれている貸付債権
信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
連結会計年度の損益に 含まれた評価差額	0百万円	0百万円

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	3,000	3,000	0
	社債	6,147	6,224	77
	小計	9,147	9,224	77
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	3,001	3,000	0
	社債	998	987	10
	小計	3,999	3,988	10
合計		13,146	13,213	66

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	5,002	5,003	0
	社債	6,003	6,081	78
	小計	11,005	11,085	79
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債			
	社債	2,280	2,274	5
	小計	2,280	2,274	5
合計		13,285	13,359	73

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	6,700	4,667	2,033
	債券	129,369	129,009	360
	国債	90,395	90,378	16
	地方債	793	778	14
	社債	38,180	37,852	328
	その他	27,367	26,713	653
	小計	163,437	160,390	3,047
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	918	1,136	218
	債券	106,136	106,494	358
	国債	102,380	102,732	352
	地方債	50	50	
	社債	3,706	3,712	5
	その他	34,896	35,000	103
	小計	141,950	142,631	680
合計		305,388	303,021	2,366

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	8,754	5,119	3,635
	債券	140,139	139,871	267
	国債	111,045	110,930	114
	地方債	421	416	5
	社債	28,672	28,524	147
	その他	171,514	167,848	3,666
	小計	320,408	312,838	7,569
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	437	459	22
	債券	227,957	229,026	1,068
	国債	220,158	221,218	1,060
	地方債			
	社債	7,799	7,808	8
	その他	30,163	30,493	329
	小計	258,558	259,979	1,420
合計		578,967	572,817	6,149

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

種類	前連結会計年度 (自平成25年4月1日至平成26年3月31日)			当連結会計年度 (自平成26年4月1日至平成27年3月31日)		
	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
社債				150	150	0

(売却の理由) 私募債の買入消却

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	673	76	220
債券	1,462,004	2,881	3,541
国債	1,429,308	2,697	3,519
地方債			
社債	32,696	183	22
その他	2,024	24	
合計	1,464,702	2,981	3,761

当連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	564	314	1
債券	1,001,579	3,113	1,088
国債	970,169	2,776	1,088
地方債	19,604	104	
社債	11,805	231	
その他	9,603	162	1
合計	1,011,746	3,590	1,091

6 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当連結会計年度における減損処理額は68百万円(うち、株式68百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	19,990	6

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	19,740	36

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	2,366
その他有価証券	2,366
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	625
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,741
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,741

当連結会計年度(平成27年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	6,149
その他有価証券	6,149
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	1,739
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,409
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	4,409

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）及び当連結会計年度（平成27年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建	30		0	0
	買建				
合 計				0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約				
	売建				
	買建	4		0	0
合 計				0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）及び当連結会計年度（平成27年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	115,843		147	147
	買建				
合 計				147	147

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	208,972		79	79
	買建				
合 計				79	79

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）及び当連結会計年度（平成27年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）及び当連結会計年度（平成27年3月31日）

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）及び当連結会計年度（平成27年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）及び当連結会計年度（平成27年3月31日）

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行が採用している退職給付制度は、次のとおりであります。

- (イ) 確定拠出年金制度（平成25年4月1日以降の退職者に適用）
- (ロ) 確定給付企業年金制度（平成25年3月31日以前の退職者に適用）
- (ハ) 退職一時金制度

連結子会社2社は、退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区分	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	18,968	14,158
会計方針の変更に伴う累積的影響額	1,504	
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,472	
勤務費用	290	284
利息費用	88	84
数理計算上の差異の発生額	102	196
退職給付の支払額	1,101	1,115
過去勤務費用の発生額		
その他（確定拠出年金制度への移行による増減）	5,696	
退職給付債務の期末残高	14,158	13,609

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

区分	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	17,991	18,294
期待運用収益	125	153
数理計算上の差異の発生額	3,063	880
事業主からの拠出額	126	
退職給付の支払額	680	641
その他（確定拠出年金制度への移行による増減）	2,333	
年金資産の期末残高	18,294	18,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

区分	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	8,584	8,209
年金資産	18,294	18,687
非積立型制度の退職給付債務	9,709	10,478
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,573	5,399
退職給付に係る負債	4,136	5,078
退職給付に係る資産	5,573	5,399
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,709	10,478
	4,136	5,078

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
	勤務費用	290		284
利息費用	88		84	
期待運用収益	125		153	
数理計算上の差異の費用処理額	190		1,018	
過去勤務費用の費用処理額	13		13	
その他	3			
確定給付制度に係る退職給付費用	45		816	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
	過去勤務費用	13		13
数理計算上の差異	2,769		334	
合計	2,755		348	

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
	未認識過去勤務費用	13		
未認識数理計算上の差異	4,553		4,218	
合計	4,567		4,218	

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
	債券	47%		42%
株式	42%		41%	
一般勘定	9%		9%	
その他	2%		8%	
合計	100%		100%	

(注) 年金資産合計には、確定給付企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度48%、当連結会計年度48%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
	割引率	0.60%		0.60%
長期期待運用収益率	0.88% (年金資産)		0.98% (年金資産)	
	0.62% (退職給付信託)		0.69% (退職給付信託)	

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度235百万円、当連結会計年度233百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
営業経費	87百万円	84百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成22年ストック・ オプション	平成23年ストック・ オプション	平成24年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6 当行執行役員5	当行取締役6 当行執行役員7	当行取締役6 当行執行役員6
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式 312,000	普通株式 479,000	普通株式 424,000
付与日	平成22年7月9日	平成23年7月8日	平成24年7月11日
権利確定条件	該当ありません	該当ありません	該当ありません
対象勤務期間	該当ありません	該当ありません	該当ありません
権利行使期間	平成22年7月10日から 平成47年7月9日まで	平成23年7月9日から 平成48年7月8日まで	平成24年7月12日から 平成49年7月11日まで

	平成25年ストック・ オプション	平成26年ストック・ オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役6 当行執行役員10	当行取締役6 当行執行役員10
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式 529,000	普通株式 405,000
付与日	平成25年7月10日	平成26年7月11日
権利確定条件	該当ありません	該当ありません
対象勤務期間	該当ありません	該当ありません
権利行使期間	平成25年7月11日から 平成50年7月10日まで	平成26年7月12日から 平成51年7月11日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	252,000	400,000	424,000
付与			
失効			
権利確定	16,000	21,000	21,000
未確定残	236,000	379,000	403,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末			
権利確定	16,000	21,000	21,000
権利行使	16,000	21,000	21,000
失効			
未行使残			

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	529,000	
付与		405,000
失効		
権利確定	20,000	
未確定残	509,000	405,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定	20,000	
権利行使	15,000	
失効	5,000	
未行使残		

単価情報

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
権利行価格（円）（注）	1	1	1
行使時平均株価（円）	215	215	215
付与日における公正な評価単価（円）（注）	173	142	141

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
権利行価格（円）（注）	1	1
行使時平均株価（円）	215	
付与日における公正な評価単価（円）（注）	182	202

（注）1株当たりに換算して記載しております。

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（1）使用した評価技法

ブラック・ショールズモデル

（2）主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション
予想残存期間（年）（注1）	4.25
算定時点における株価（円）	219
株価変動性（%）（注2）	32.242
予想配当額（円）（注3）	4.0
無リスク利率（%）（注4）	0.115

（注）1 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を採用しております。

2 予想残存期間に対応する期間の株価をもとに算定した、日次ヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

3 平成26年3月期における実績配当金額を採用しております。

4 付与日における予想残存期間に対応する期間の国債利回りを採用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	12,604百万円	11,568百万円
貸倒引当金	6,113	3,901
有価証券償却	1,167	1,016
その他有価証券評価差額金	240	455
固定資産の減損損失	435	358
退職給付に係る負債	952	347
減価償却費	375	329
賞与引当金	347	318
睡眠預金払戻損失引当金	411	238
資産除去債務	107	92
未払事業税	26	34
その他	556	490
繰延税金資産小計	23,339	19,152
評価性引当額	13,408	12,029
繰延税金資産合計	9,931	7,122
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	866	2,194
退職給付信託設定益	258	234
その他	33	29
繰延税金負債合計	1,158	2,458
繰延税金資産の純額	8,773百万円	4,664百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	37.7%	35.3%
(調整)		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	6.9	9.5
評価性引当額の増減	1.8	3.3
土地再評価差額金	0.6	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1	0.7
住民税均等割額	0.6	0.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4	0.7
連結納税適用による影響	2.3	1.5
その他	2.2	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2%	49.1%

3. 法人税等の税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は5億19百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1億80百万円増加し、法人税等調整額は6億99百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は53百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は16億97百万円減少し、法人税等調整額は16億97百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約により建物を使用する一部の店舗及び事務所について、退去時に原状回復に係る義務を有していること、また、所有する一部の建物に使用されているアスベストについて除去義務を有していることにより資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を2年から39年と見積もり、割引率は0.165%から2.379%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	314百万円	305百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3百万円	百万円
時の経過による調整額	4百万円	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	5百万円	百万円
その他増減額（は減少）	11百万円	21百万円
期末残高	305百万円	288百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	22,289	9,624	6,447	3,314	41,676

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役員取引等 業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	21,712	10,341	6,879	1,170	40,103

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	榊 佳弘	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出及び支払承諾の保証(注1)	-	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出の保証(注2)	-	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社(注3)	青森県八戸市	99	水産加工業	(被所有) 直接0.19	与信取引	資金の貸出 債務の保証 利息の受取	122 25 1	貸出金 支払承諾 未収収益	904 26 0
	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫(注4)	青森県青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出 利息の受取	42 7	貸出金 未収収益	232 -
	株式会社ヤマウ鳥谷部商店(注4)	青森県青森市	34	不動産賃貸業	(被所有) 直接0.01	与信取引	資金の貸出 利息の受取	442 6	貸出金 未収収益	453 -

- (注) 1 当行は、監査役 榊佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金904百万円のうち880百万円及び支払承諾26百万円のうち20百万円に対して債務保証を受けております。
- 2 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金232百万円及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店に対する貸出金453百万円に対して債務保証を受けております。
- 3 マルヨ水産株式会社は、監査役 榊佳弘及びその近親者が議決権の62.1%を保有しております。
- 4 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。
- 5 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

当連結会計年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	榑 佳弘	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出及び支払承諾の保証 (注1)	-	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行 監査役	(被所有) 直接0.00	第三者 与信取引 への保証	当行貸出の保証(注2)	-	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社(注3)	青森県 八戸市	99	水産加工業	(被所有) 直接0.19	与信取引	資金の貸出 債務の保証 利息の受取	365 19 0	貸出金 支払承諾 未収収益	539 6 0
	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫(注4)	青森県 青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出 利息の受取	39 5	貸出金 未収収益	193 0
	株式会社ヤマウ鳥谷部商店(注4)	青森県 青森市	34	不動産 賃貸業	(被所有) 直接0.02	与信取引	資金の貸出 利息の受取	23 7	貸出金 未収収益	430 -

- (注) 1 当行は、監査役 榑佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金539百万円及び支払承諾 6百万円に対して債務保証を受けております。
- 2 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金193百万円及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店に対する貸出金430百万円に対して債務保証を受けております。
- 3 マルヨ水産株式会社は、監査役 榑佳弘及びその近親者が議決権の62.1%を保有しております。
- 4 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。
- 5 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度(平成26年3月31日)及び当連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	407円71銭	444円57銭
1株当たり当期純利益金額	24円27銭	22円43銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	14円99銭	12円69銭

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	3,725	3,455
普通株主に帰属しない金額	百万円	262	254
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円	262	254
うち中間優先配当額	百万円		
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,463	3,201
普通株式の期中平均株式数	千株	142,711	142,757
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額			
当期純利益調整額	百万円	262	254
うち優先配当額	百万円	262	254
普通株式増加数	千株	105,766	129,683
うち優先株式	千株	95,057	95,147
うち新株予約権付社債	千株	9,230	32,708
うち新株予約権	千株	1,478	1,827
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要			

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	78,680	84,027
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,502	20,567
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	262	254
うち新株予約権	百万円	232	305
うち少数株主持分	百万円	7	8
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	58,178	63,459
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	142,694	142,745

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率	担保	償還期限
当行	第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年7月30日	10,000	10,000	(注1)	なし	平成32年7月29日
当行	第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年11月10日	5,000	5,000	(注2)	なし	平成32年11月9日
当行	120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	平成25年12月19日	7,000	6,999		なし	平成31年1月31日
合計			22,000	21,999			

- (注) 1 (1) 平成22年7月30日から平成27年7月29日まで 年2.13%
(2) 平成27年7月30日の翌日以降
 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円Libor + 3.00%
- 2 (1) 平成22年11月10日から平成27年11月9日まで 年1.83%
(2) 平成27年11月10日の翌日以降
 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円Libor + 2.78%
- 3 連結決算日後5年内における償還予定表額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)				6,999	

- 4 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

新株予約権行使期間	新株予約権の発行価額(円)	株式の発行価格(円)	発行価額の総額(百万円)	発行株式	付与割合(%)	行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)
平成26年2月から平成31年1月まで	100	214	7,000	普通株式	100	1

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	12,000	10,000		
借入金	12,000	10,000	0.1	平成29年3月
1年以内に返済予定のリース債務	79	90		
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,081	997	5.3	平成30年4月～平成41年3月

- (注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)		10,000			
リース債務(百万円)	90	87	91	74	66

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	9,776	19,041	30,163	40,103
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	966	2,505	3,914	6,799
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	866	2,186	3,164	3,455
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	6.07	15.31	22.16	22.43

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	6.07	9.24	6.85	0.27

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
現金預け金	357,595	87,887
現金	25,138	24,385
預け金	332,456	63,501
コールローン	6,543	360
買入金銭債権	656	347
商品有価証券	30	13
商品地方債	30	13
金銭の信託	19,990	19,740
有価証券	1,8,14 318,929	1,8,14 593,942
国債	192,775	331,203
地方債	843	421
社債	49,031	44,755
株式	14,254	15,833
その他の証券	62,023	201,727
貸出金	2,3,4,5,6,7,9 1,296,319	2,3,4,5,6,7,9 1,329,622
割引手形	2,979	2,436
手形貸付	49,177	53,753
証書貸付	1,111,386	1,152,454
当座貸越	132,775	120,978
外国為替	1,272	1,499
外国他店預け	1,272	1,498
買入外国為替	6 -	6 0
未収金	-	52,110
その他資産	4,924	5,378
前払費用	154	206
未収収益	1,780	2,054
先物取引差金勘定	-	484
金融派生商品	147	70
その他の資産	8 2,841	8 2,562
有形固定資産	10 17,072	10 16,601
建物	3,937	4,043
土地	7,138	7,206
建設仮勘定	163	340
その他の有形固定資産	5,834	5,011
無形固定資産	3,876	3,248
ソフトウェア	3,568	2,915
その他の無形固定資産	308	333
前払年金費用	4,983	6,159
繰延税金資産	9,776	5,482
支払承諾見返	8,840	8,178
貸倒引当金	14,891	11,807
資産の部合計	2,035,919	2,118,766

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
預金	8 1,861,551	8 1,894,271
当座預金	34,745	35,300
普通預金	799,652	837,633
貯蓄預金	52,135	52,504
通知預金	9,977	10,647
定期預金	942,562	935,941
その他の預金	22,478	22,244
譲渡性預金	40,303	37,867
借入金	12,000	10,000
借入金	8,11 12,000	8,11 10,000
外国為替	0	6
外国他店預り	0	0
売渡外国為替	0	6
社債	12 15,000	12 15,000
新株予約権付社債	13 7,000	13 6,999
未払金	1,028	52,536
其他負債	8,277	6,942
未決済為替借	2	96
未払法人税等	80	140
未払費用	2,650	1,776
前受収益	674	743
先物取引差金勘定	35	-
金融派生商品	0	150
リース債務	1,161	1,088
資産除去債務	305	288
その他の負債	3,367	2,659
賞与引当金	970	961
退職給付引当金	5,411	5,296
睡眠預金払戻損失引当金	1,163	726
偶発損失引当金	196	201
再評価に係る繰延税金負債	586	513
支払承諾	8,840	8,178
負債の部合計	1,962,329	2,039,500

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
純資産の部		
資本金	34,167	34,168
資本剰余金	29,747	29,735
資本準備金	19,167	19,168
その他資本剰余金	10,579	10,567
利益剰余金	10,210	13,119
利益準備金	692	859
その他利益剰余金	9,517	12,259
繰越利益剰余金	9,517	12,259
自己株式	2,671	2,653
株主資本合計	71,455	74,370
その他有価証券評価差額金	1,741	4,409
土地再評価差額金	161	179
評価・換算差額等合計	1,902	4,589
新株予約権	232	305
純資産の部合計	73,590	79,265
負債及び純資産の部合計	2,035,919	2,118,766

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
経常収益	40,468	39,614
資金運用収益	29,227	29,161
貸出金利息	22,144	21,585
有価証券利息配当金	6,812	7,377
コールローン利息	36	24
預け金利息	219	168
その他の受入利息	14	5
役務取引等収益	5,462	5,904
受入為替手数料	1,674	1,623
その他の役務収益	3,788	4,281
その他業務収益	2,955	3,354
外国為替売買益	46	44
商品有価証券売買益	0	1
国債等債券売却益	2,890	3,276
その他の業務収益	17	32
その他経常収益	2,822	1,194
貸倒引当金戻入益	1,662	-
償却債権取立益	120	77
株式等売却益	91	314
金銭の信託運用益	156	-
その他の経常収益	792	802
経常費用	35,416	32,719
資金調達費用	2,247	1,860
預金利息	1,813	1,439
譲渡性預金利息	40	45
コールマネー利息	0	0
借入金利息	30	12
社債利息	304	304
その他の支払利息	57	57
役務取引等費用	3,078	2,920
支払為替手数料	346	338
その他の役務費用	2,731	2,581
その他業務費用	5,734	5,137
国債等債券売却損	3,541	1,090
国債等債券償還損	13	104
金融派生商品費用	2,180	3,943
営業経費	23,367	22,182
その他経常費用	987	619
貸倒引当金繰入額	-	118
貸出金償却	2	31
株式等売却損	220	1
株式等償却	12	68
金銭の信託運用損	-	194
その他の経常費用	751	204
経常利益	5,051	6,894

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)
特別利益	1,047	0
固定資産処分益	1	0
退職給付制度改定益	974	-
移転補償金	72	-
特別損失	329	97
固定資産処分損	247	79
減損損失	81	18
税引前当期純利益	5,770	6,797
法人税、住民税及び事業税	111	69
法人税等調整額	2,589	3,160
法人税等合計	2,478	3,091
当期純利益	3,291	3,706

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	34,167	19,167	10,580	29,748	521	8,185	8,707
会計方針の変更による 累積的影響額						972	972
会計方針の変更を反映 した当期首残高	34,167	19,167	10,580	29,748	521	7,213	7,735
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当						852	852
利益準備金の積立					170	170	
当期純利益						3,291	3,291
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
土地再評価差額金の 取崩						36	36
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）							
当期変動額合計			0	0	170	2,304	2,475
当期末残高	34,167	19,167	10,579	29,747	692	9,517	10,210

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,666	69,957	2,930	197	3,127	145	73,230
会計方針の変更による 累積的影響額		972					972
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,666	68,985	2,930	197	3,127	145	72,258
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当		852					852
利益準備金の積立							
当期純利益		3,291					3,291
自己株式の取得	6	6					6
自己株式の処分	1	0					0
土地再評価差額金の 取崩		36		36	36		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			1,188		1,188	87	1,101
当期変動額合計	4	2,469	1,188	36	1,225	87	1,331
当期末残高	2,671	71,455	1,741	161	1,902	232	73,590

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	34,167	19,167	10,579	29,747	692	9,517	10,210
当期変動額							
新株の発行	0	0		0			
剰余金の配当						832	832
利益準備金の積立					166	166	
当期純利益						3,706	3,706
自己株式の取得							
自己株式の処分			12	12			
土地再評価差額金の取崩						35	35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	0	0	12	11	166	2,742	2,908
当期末残高	34,168	19,168	10,567	29,735	859	12,259	13,119

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	2,671	71,455	1,741	161	1,902	232	73,590
当期変動額							
新株の発行		1					1
剰余金の配当		832					832
利益準備金の積立		-					-
当期純利益		3,706					3,706
自己株式の取得	6	6					6
自己株式の処分	24	11					11
土地再評価差額金の取崩		35		17	17		53
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,668		2,668	73	2,741
当期変動額合計	17	2,915	2,668	17	2,686	73	5,674
当期末残高	2,653	74,370	4,409	179	4,589	305	79,265

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 3年~50年

その他 : 2年~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年~8年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額し

ておりましたが、平成23年事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における平成22年事業年度までの当該直接減額した額の残高は4,054百万円（前事業年度末は6,945百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により
按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8 ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当事業年度において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(3) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（貸借対照表関係）

前事業年度において「その他の資産」に含めて表示しておりました有価証券の売却に係る「未収金」（前事業年度 百万円）及び「その他の負債」に含めて表示しておりました有価証券の取得に係る「未払金」（前事業年度 1,028百万円）は、総資産額の100分の1を超えたため、当事業年度においては区分掲記しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
株式	4,007百万円	4,007百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
破綻先債権額	3,349百万円	1,449百万円
延滞債権額	23,004百万円	21,364百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	百万円	百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸出条件緩和債権額	4,890百万円	1,091百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
合計額	31,244百万円	23,905百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	2,979百万円	2,437百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	1,500百万円	1,500百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	30,009百万円	30,015百万円
その他の資産	31百万円	31百万円
計	30,040百万円	30,046百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,457百万円	7,155百万円
借入金	10,000百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有価証券	48,242百万円	48,819百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
保証金	407百万円	391百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
融資未実行残高	221,005百万円	229,802百万円
うち原契約期間が1年以内のもの （又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	213,582百万円	221,838百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
圧縮記帳額	2,498百万円	2,487百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	百万円

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
劣後特約付社債	15,000百万円	15,000百万円

13. 新株予約権付社債は劣後特約付新株予約権付社債であります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
劣後特約付新株予約権付社債	7,000百万円	6,999百万円

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	7,145百万円	8,283百万円

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	百万円	百万円

(有価証券関係)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
子会社株式	4,007	4,007

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	12,450百万円	11,542百万円
貸倒引当金	5,284	3,303
退職給付引当金	2,582	1,706
有価証券償却	1,167	1,016
その他有価証券評価差額金	240	455
固定資産の減損損失	435	358
減価償却費	374	328
賞与引当金	343	315
睡眠預金払戻損失引当金	411	238
資産除去債務	107	92
未払事業税	13	31
その他	545	483
繰延税金資産小計	23,958	19,874
評価性引当額	13,023	11,934
繰延税金資産合計	10,934	7,940
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	866	2,194
退職給付信託設定益	258	234
その他	33	29
繰延税金負債合計	1,158	2,458
繰延税金資産の純額	9,776百万円	5,482百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.7%	35.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.3	9.1
評価性引当額の増減	1.9	2.6
土地再評価差額金	0.7	1.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	0.7
住民税均等割等	0.7	0.6
連結納税適用による影響	1.7	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.2	3.9
その他	2.0	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9%	45.4%

3. 法人税等の税率等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.06%となります。この税率変更により、繰延税金資産は4億92百万円減少し、その他有価証券評価差額金は1億80百万円増加し、法人税等調整額は6億72百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は53百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は16億97百万円減少し、法人税等調整額は16億97百万円増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	14,348	410	123 ()	14,635	10,591	283	4,043
土地	7,138 <558>	93 < >	25 () <21>	7,206 <537>			7,206
建設仮勘定	163	450	272	340			340
その他の有形固定資産	11,444 <189>	175 <13>	392 (18) <47>	11,227 <155>	6,216	890	5,011
有形固定資産計	33,094 <747>	1,129 <13>	814 (18) <68>	33,409 <693>	16,808	1,174	16,601
無形固定資産							
ソフトウェア	7,979	430	228	8,181	5,265	1,069	2,915
その他の無形固定資産	506	157	104	560	227	29	333
無形固定資産計	8,486	587	332	8,741	5,492	1,099	3,248

(注1) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

(注2) 「土地」及び「その他の有形固定資産」の「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄における< >内は土地再評価差額(税効果控除前)の内書きであります。また、土地再評価差額(税効果控除前)の増加及び減少は保有目的の変更による振替、土地の売却及び減損損失の計上によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	14,891	11,807	3,202	11,689	11,807
一般貸倒引当金	6,001	4,737		6,001	4,737
個別貸倒引当金	8,889	7,070	3,202	5,687	7,070
うち非居住者向け債権分	58			58	
賞与引当金	970	961	970		961
睡眠預金払戻損失引当金	1,163	726	298	865	726
偶発損失引当金	196	201		196	201
計	17,221	13,696	4,470	12,750	13,696

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金 洗替による取崩額
 個別貸倒引当金 洗替による取崩額
 うち非居住者向け債権分 洗替による取崩額
 睡眠預金払戻損失引当金 洗替による取崩額
 偶発損失引当金 洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	80	137	78		140
未払法人税等	41	41	41		41
未払事業税	38	96	37		98

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り および買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	売買手数料相当額を買取・買増単元未満株式の数で按分した額
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、青森県青森市において発行する東奥日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は当行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.michinokubank.co.jp/
株主に対する特典	カタログギフト

(注)1. 当行は、単元未満株式を有する株主の権利につき、定款で下記のとおり定めております。

当銀行の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日 法律第88号)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である株式会社三井住友信託銀行が直接取り扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第42期)(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月26日 関東財務局長に提出。

(2) 訂正有価証券報告書及び確認書

事業年度(第42期)(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年9月29日 関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書

事業年度(第42期)(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日) 平成26年6月26日 関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第43期第1四半期(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日) 平成26年8月6日 関東財務局長に提出。

第43期第2四半期(自平成26年7月1日 至平成26年9月30日) 平成26年11月25日 関東財務局長に提出。

第43期第3四半期(自平成26年10月1日 至平成26年12月31日) 平成27年2月6日 関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規 平成26年7月1日 関東財務局長に提出。

定による(株主総会における議決権行使の結果の開示に伴う提出)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月19日

株式会社みちのく銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 窪 寺 信

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みちのく銀行の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社みちのく銀行が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

株式会社みちのく銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 田 賢 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	窪 寺 信

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。